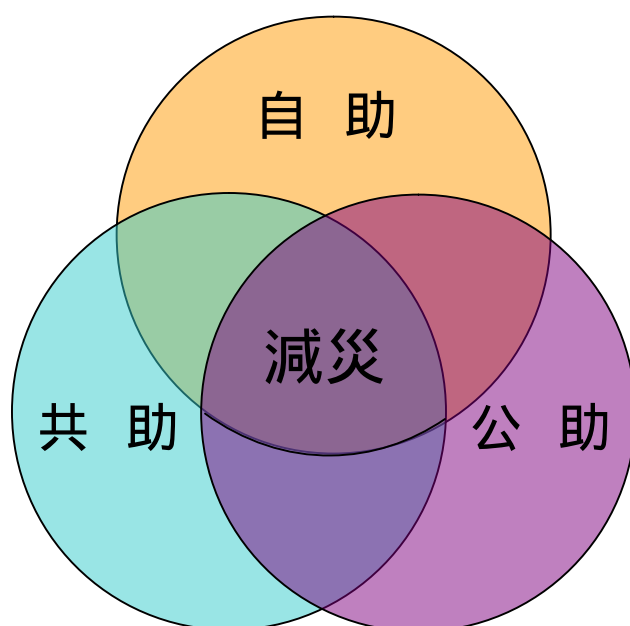


自主防災活動マニュアル

本 編



大 阪 市

自主防災活動マニュアル

目次

はじめに.....	1
第1章 地域防災リーダー.....	2
1 地域防災リーダー.....	2
(1) 地域防災リーダーとは.....	2
(2) 自主防災体制の拡充.....	2
(3) 研修内容.....	2
(4) 地域防災リーダー装備品.....	3
(5) 地域の備蓄・救助用資器材の整備.....	3
(6) 地域防災リーダーに関する行政窓口.....	3
第2章 自主防災組織づくり.....	4
1 自主防災組織の必要性.....	4
(1) 救出救助機関の限界.....	4
(2) 地域住民による防災活動の必要性.....	4
(3) 自主防災組織の役割.....	4
2 自主防災組織のつくり方.....	6
(1) 組織規模.....	6
(2) 規約.....	6
(3) 組織図、役割分担.....	6
自主防災組織の組織図と役割分担（例）.....	7
第3章 平常時の活動.....	10
1 平常時の活動には.....	10
2 わが街の防災計画をつくる.....	11
3 防災知識の普及・啓発.....	13
(1) 防災活動への参加意識の啓発.....	13
(2) 防災活動への参加と実践.....	14
(3) 阿倍野防災センターの活用.....	14
(4) 防災情報を知る・学ぶ.....	15
おおさか防災ネット.....	15
緊急地震速報.....	16
災害伝言ダイヤル.....	18
4 地域特性の把握.....	19
(1) 人的資源（人や団体）を知ろう.....	19

災害活動協力者の把握	19
災害時要援護者の把握	19
各種団体の把握	20
事業所の把握	20
(2) 地域条件を知ろう	21
地理的条件の把握	21
大阪で震度 4 以上を観測した地震	22
大阪市域に被害をもたらしたと考えられる主要な歴史地震	23
大阪に被害をもたらした主な台風・豪雨の状況及び被害	25
大阪市内における主な火災	26
大阪市内における主な事故	26
社会的条件の把握	27
被害想定	27
地震想定被害の概要	27
活断層帯による地震の発生確率	30
海溝型地震の発生確率	30
水害の浸水想定	31
(3) 各種台帳の整備	31
自主防災組織台帳	31
世帯台帳	31
人材台帳	32
資器材台帳	32
災害時要援護者台帳	32
(4) 防災資源を知ろう	32
自主防災組織が活用するもの	32
可搬式ポンプと水源となる貯水槽等の確認	33
救出・救助用資器材	33
防災資器材の整備・備蓄・調達	33
防災行政無線	33
事業所などに期待するもの	34
避難所	34
備蓄している災害救助用物資	35
5 地域の防災マップづくり	36
(1) 災害時に危険な場所や活動時に障害になる場所	36
(2) 災害時の救出・救助活動、消火活動、被災後の生活に役立つ場所	36
(3) ハザードマップの確認	37
(4) 地域の防災マップ作成の流れ(例)	38
6 住まいづくり・まちづくりの実践	39
(1) 防災計画に沿った住まいづくり	39
家庭内対策・住まいづくり	39
非常持ち出し品の準備、食料・飲料水等の備蓄	39

家庭内での役割分担や避難場所・連絡方法等の確認.....	39
家屋の耐震診断・補強工事.....	40
自分でできる簡単な耐震診断ツール.....	40
住宅の耐震診断・耐震改修費の助成.....	40
民間老朽住宅建替支援事業(タテカエ・サポーターリング 21).....	42
「狭あい道路拡幅促進整備事業」の拡充.....	42
家具等の転倒・落下防止.....	44
出火防止.....	45
ブロック塀の点検・改善.....	45
屋根・看板等の飛散・落下防止.....	45
ガラスの飛散・落下防止.....	45
(2) 防災計画に従ったまちづくり.....	45
策定した防災計画と大阪市の関連計画との整合性.....	45
住民と行政の協働で進めるまちづくり.....	46
まちづくり協議会づくり.....	46
7 災害時要援護者の支援対策づくり.....	47
(1) 災害時要援護者支援のネットワーク.....	47
(2) 支援プラン作成の取組み.....	47
(3) 情報伝達や避難行動.....	47
台風など水害からの避難.....	48
地震が起こったら.....	48
(4) 避難所生活の支援.....	48
(5) 災害時要援護者が参加した防災訓練の実施.....	48
第4章 防災訓練.....	50
1 防災訓練の目的.....	50
2 訓練の成果をあげるために.....	51
(1) 実践的な訓練の実施.....	51
(2) 訓練計画の作成.....	51
(3) 関連機関との調整.....	52
(4) 訓練の実施を周知徹底し、日時や訓練内容に変化をつける.....	53
(5) 興味を持って参加、楽しめる訓練.....	53
3 各種訓練内容.....	54
防災訓練の種別と内容.....	54
地域の特性に応じた訓練の実施.....	56
(1) 初期消火訓練.....	57
(2) 救出・救護訓練.....	59
救出・搬送訓練.....	59
救護訓練.....	61
(3) 情報収集・伝達訓練.....	62
情報収集訓練.....	63

情報伝達訓練.....	64
(4) 避難誘導訓練.....	65
(5) 給食給水訓練.....	67
(6) 避難所運営訓練.....	68
(7) まちなか防災訓練.....	69
(8) 図上訓練.....	70
4 事故防止.....	71
(1) 専門家の指導.....	71
(2) 十分な事前説明.....	71
(3) 服装は訓練に適したものを.....	71
(4) 事故発生時の適切な措置.....	71
5 防災訓練災害補償制度の適用について.....	71
第5章 災害時の活動.....	72
1 地震.....	72
(1) 地震発生後の自主防災活動.....	72
(2) 出火防止.....	72
(3) 初期消火.....	73
(4) 安否確認と救出活動.....	73
(5) 救護活動.....	74
トリアージとトリアージ・タッグ.....	74
(6) 情報の収集・伝達.....	74
(7) 津波浸水からの避難誘導.....	75
(8) 自宅が倒壊した人々の避難誘導.....	75
2 台風、大雨.....	76
(1) 台風接近時の対応.....	76
(2) 浸水防止の対策.....	77
(3) 避難勧告基準.....	78
淀川、大和川、神崎川、安威川.....	78
寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路.....	78
(4) 水害発生時の避難行動.....	78
(5) 風水害による被害が発生した場合.....	78
3 収容避難所の運営.....	80
(1) 避難所運営委員会について.....	80
(2) 避難所の開設について.....	81
4 給食給水・生活維持.....	82
5 災害ボランティアの受入れ.....	83
6 安全点検・巡回.....	84
復旧・復興時の活動.....	85
1 復興まちづくりと自主防災組織.....	85

御蔵通 5・6 丁目町づくり協議会(兵庫県神戸市)	85
2 自主防災活動の記録と評価	86

はじめに

平成 7 年 1 月 17 日未明に発生した阪神・淡路大震災は、戦後最大の被害をもたらし、私たちに都市直下型地震の恐ろしさをまざまざとみせつけました。

この大惨事の中、被災地では市民が協力しあい、消火作業にあたり瓦礫の中から多くの人びとを救出するなど助け合う人たちの姿がありました。

いざというとき、人は互いに助け合わなければ生きられぬことを、人と人のつながりがいかに大切であるかということ、改めて思い知らされる結果となりました。

大阪市でも、住民による自主的な地域防災活動の重要性が再認識され、平成 8 年 7 月に大阪市赤十字奉仕団(大阪市地域振興会)を基盤として、防災活動の単位となる連合奉仕団ごとに地域防災リーダーが組織化され、平成 21 年 4 月には約 8,000 名の方々が活動されています。

これら地域防災リーダーの方々や住民の皆様が、それぞれの地域の特性や想定される災害を理解し、効果的な自主防災活動を展開できるよう自主防災活動マニュアルを作成しました。

この自主防災活動マニュアルは、ひとりでは力の及ばない大規模災害に対して、隣近所が団結し組織的に行動することで被害を軽減させるための助けとしてご活用いただければ幸いです。

なお、この自主防災活動マニュアルは、本編と資料編で構成されています。

本編では関連する、資料編、および、市民防災マニュアル、地域防災リーダー研修テキスト(実践編)のページ等を示していますので、それらとあわせてご覧ください。

地域防災リーダー

1 地域防災リーダー

(1) 地域防災リーダーとは

大阪市では、地域における防災機能を強化し活性化するため住民による防災活動の中核となる地域防災リーダーの育成を行い、災害時に効果的かつ実践的な防災活動ができるよう活動の基盤づくりに取り組んでいます。

地域防災リーダーは災害が発生したとき住民とともに組織的な防災活動を行うことで、地震などの災害による被害を軽減し、地域の安全を守る役割を担っています。

そのために、地域防災リーダーは常日頃から指導力を養い、住民の信頼を得ておくことが重要です。

(2) 自主防災体制の拡充

地域での防災活動は、一人では力の及ばない災害に対して、隣近所の皆さんが助け合い、災害に立ち向かい被害を少しでも軽減することを目的としています。この助け合いを効果的に行うためには、地域防災リーダーの指示のもと、隣近所が団結して組織的に行動する必要があります。

そのため地域防災リーダーは、いざというときそれぞれの任務分担に基づいて行動できるよう、住民の参画を得て体制づくりをしておくことが大切です。

具体的には、次項「自主防災組織づくり」を参考にして、地域の特性に応じた自主防災組織の確立に努めてください。

市民防災マニュアル 9、21 ページ

(3) 研修内容

地域防災リーダーは少なくとも毎年1回以上の研修を受講していただきます。研修は、防災学習と初期消火などの技術訓練をそれぞれ2時間ずつ、計4時間を基本とします。

また、普通救命講習の未受講者や受講後3年以上経過した方には、普通救命講習（実技を中心に応急手当の知識と技術に関する3時間の講習）の受講をお願いしています。

(4) 地域防災リーダー装備品

大阪市では地域防災リーダーが活動に必要な防災ヘルメットなどの装備品を支給していますので、日頃から点検をしておきましょう。

(5) 地域の備蓄・救助用資器材の整備

大阪市では、災害発生時における初期初動の救出救助に必要な資器材や防災行政無線を配備するなど、住民の災害救助活動の環境整備を推進しています。それらについては日頃から所在や使用方法などを確認しておくとともに適切に管理しましょう。

詳しくは、「平常時の活動 - 4 - (4)防災資源を知ろう」を参照してください。

(6) 地域防災リーダーに関する行政窓口

地域防災リーダーの育成は、区役所と消防署が共同して行っています。それぞれの主な事務分担は以下のとおりです。

区役所（防災担当）

- ・地域防災リーダーの編成・登録などに関する事
- ・防災研修に関する事
- ・地域防災リーダー装備品に関する事
- ・防災行政無線（携帯無線機）に関する事
- ・救助用資器材、備蓄物資に関する事
- ・ボランティア保険に関する事

消防署（地域担当）

- ・初期消火訓練、救出救護訓練に関する事
- ・研修修了証の交付に関する事
- ・可搬式ポンプに関する事
- ・普通救命講習に関する事

その他、地域防災リーダーに関するQ & A

資料編 1～3ページ

自主防災組織づくり

1 自主防災組織の必要性

(1) 救出救助機関の限界

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、大都市を直撃した極めて大きな地震災害であったため、道路、鉄道、上下水道、電気・ガス、通信施設など、市民生活と経済活動を支える都市基盤施設に壊滅的な被害を与えました。

老朽木造住宅の密集した地域では、地震の揺れによって多くの建物が倒壊し、また、市街地のあちこちで火災が同時に発生し、特に神戸市の兵庫区や長田区などでは大規模な火災が発生しました。

一刻も早く倒壊家屋等の下敷きになった人を救出し、また、火災が延焼しないうちに消火する必要があったにもかかわらず、すべての地域に、消防、警察、自衛隊、行政などの防災関係機関の救援が十分に行き渡ることが極めて難しい状況が発生しました。

(2) 住民による防災活動の必要性

そのように防災関係機関の人手が極めて不足する中であって、阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋や転倒した家具の下敷きになった人たちを、隣近所の人たちが力をあわせて救出し、多くの尊い命が救われました。驚くべきことにその割合は、近隣住民や家族などによる救出が全体の98%とも言われています。

また、発災直後から火災が同時に発生し、すべての火災現場に消防が駆けつけることは不可能な状態でしたが、住民や企業が力をあわせて延焼をくい止めた事例もありました。我が国は、これまでも、地震、津波、豪雨、洪水、高潮、土石流、地すべり、がけ崩れなどによる被害を数多く受けてきました。災害はいつどこで発生するかわかりません。

自分の命だけではなく、家族、隣人、友人など大切な人の命を災害から守るためには、日頃から自主防災組織の活動を通じて、住民同士が力をあわせて防災対策に取り組んでいくことが大切です。

市民防災マニュアル 9ページ

(3) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、住民が協力・連携して災害から「自分たちのまちは自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織です。

自主防災組織は、日頃から、地域の安全点検や防災訓練など、災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には被害を最小限に食い止めるための活動を行います。

また、復旧・復興期には、自主防災組織が中心となり住民が力をあわせて自分たちのまちの再生に向けた様々な取り組みを行うことが大切です。

自主防災組織の活動（例）

時期区分	自主防災組織の活動（例）	本文の掲載箇所
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する防災知識の普及・啓発 ・地域の防災点検 ・防災用資器材の整備・点検 ・防災マップ等の作成 ・自力で避難や移動が困難な方などの把握 ・防災訓練 ・防災計画に沿ったまちづくり など 	第 2 章・第 3 章 に対応
緊急対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動 ・救出・救護活動 ・被害情報等の収集・伝達 など 	第 4 章に対応
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営 ・避難所生活のルールの徹底 ・衛生管理 ・給食・給水活動 ・情報の収集・伝達活動 など 	
復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・復興に向けた話し合いや取り組みの開始 ・まちづくり協議会など住民主体の復興組織づくり ・行政やボランティア・NPO 等との連携 ・本格復興に向けた取り組み など 	第 5 章に対応

2 自主防災組織のつくり方

(1) 組織規模

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通の目的に向かって活動を行う自主防災組織は、日常生活上の一体性を感じることのできる概ね小学校区程度の規模で各区連合赤十字奉仕団（各連合振興町会）を中心とした地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する組織とすることが必要です。

(2) 規約

自主防災組織を運営していくにあたっては、組織の目的や活動内容、組織の範囲、役員の選任・役割などを規約として定めておきましょう。また既存の組織で自主防災活動を行う場合は、その組織の規約等に必要な活動内容を盛り込みましょう。

自主防災組織の規約（例）

資料編 4～6ページ

(3) 組織図、役割分担

自主防災組織は、地域の実態を踏まえて、取り組むべき活動を分析し、その構成と役割分担を明確にする必要があり、基本的に会長・副会長などを中心とした組織体制で、概ね次の図のような構成が考えられます。

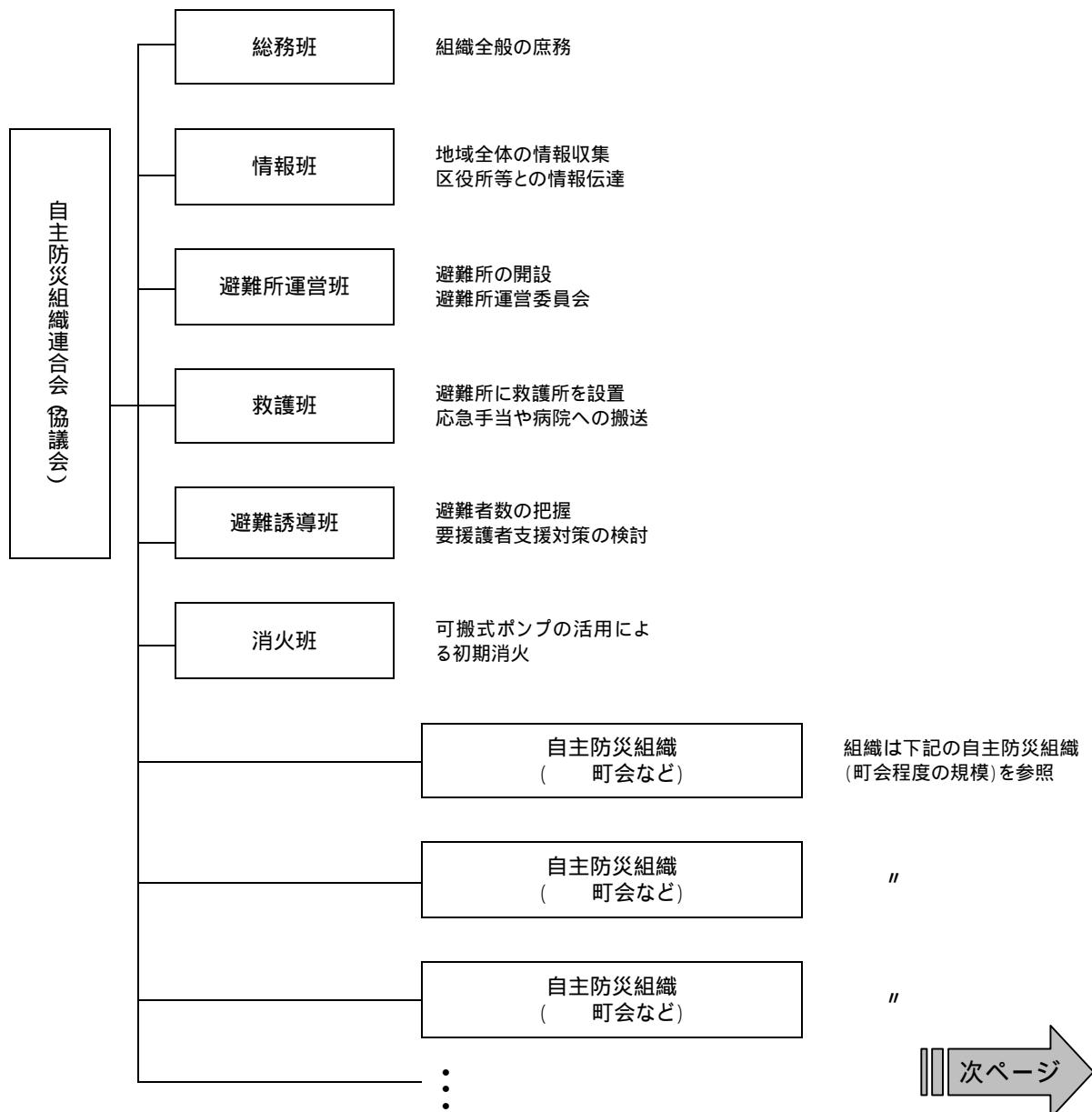
組織編成にあたっては、小学校区程度の規模の自主防災組織連合会が地域全体に統一的な対応を行うための直轄部隊と、町会程度の規模のそれぞれの組織で直接住民とともに活動を行う部隊に分けて組織体制を考える必要があります。

組織体制は、平常時の防災訓練等を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じたものにしましょう。

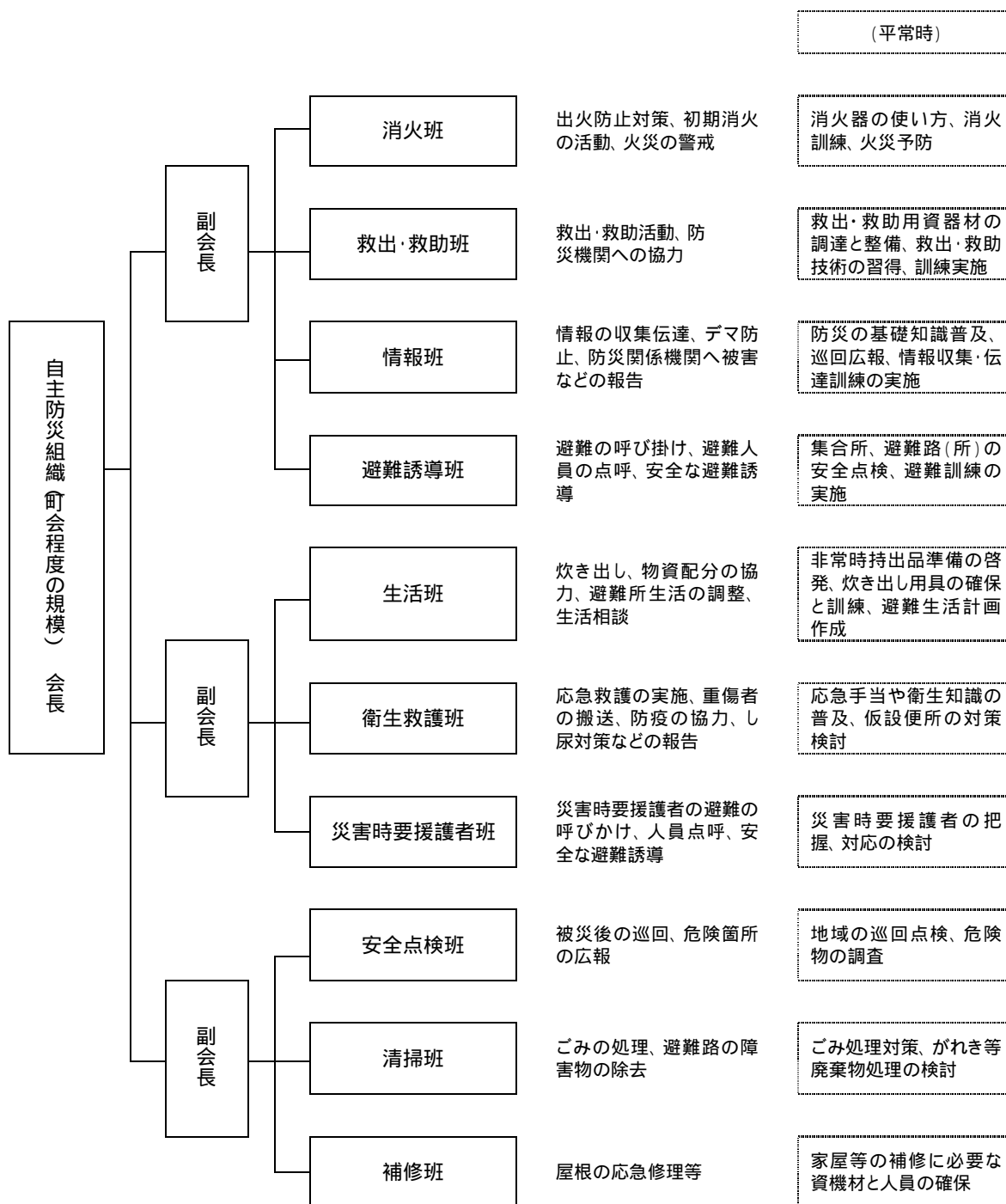
また、災害時には、すべて計画通りにことが運ぶわけではありませんので、事態に柔軟に対応できるような組織体制と役割分担を考えておくことが大切です。

自主防災組織の組織図と役割分担（例）

自主防災組織連合会(協議会) : 小学校区程度の規模



自主防災組織：町会程度の規模



班編成にあたり

- ・人口、世帯数など各地域の実情に応じた班編成を検討してください。
 - ・昼間、夜間に発生した場合とでの班編成人員をシミュレーションしてください。
 - ・災害による被害状況や時期区分などに応じて、適宜、班編成を見直してください。
- 特に災害が起きた直後は、初期消火活動や救出・救護活動に多くの人員が必要となったり、応急期には避難所の運営や情報の収集・伝達、復興期には復興に向けた組織づくりやボランティア及びNPO等との連携に多くの人員が必要となることが想

定されますので、災害発生後の状況や時間経過などによって柔軟に班編成を行う必要があります。

- ・大規模な災害時には地域防災リーダーや町会の役員だけでは活動に限界がありますので、住民をはじめ地域内の各種団体・機関や企業等と連携した組織編制を検討する必要があります。

平常時の活動

1 平常時の活動には

「自分たちのまちは自分たちで守る」ためには、“自主防災組織をつくれれば十分”ではありません。日頃からの活動があってこそ、災害時においても地域の力が発揮されます。

次のような自主防災活動を実践していきましょう。

わが街の防災計画をつくる

本編 11～13 ページ

自主防災組織の編成や日常の活動計画、災害時の活動計画などを立案します。

防災知識の普及・啓発

本編 13～19 ページ

住民に対する防災知識の普及・啓発を行います。

地域特性の把握

本編 19～35 ページ

地域の地理的条件や資源を点検します。

地域の防災マップづくり

本編 36～38 ページ

地域の安全点検を行い、防災マップをつくります。

住まいづくり・まちづくりの実践

本編 39～46 ページ

安全な住まいづくり・まちづくりを実践していきます。

災害時要援護者の支援対策づくり

本編 47～49 ページ

地域の災害時要援護者（以下、要援護者とする。）に配慮した活動を実践してきます。

活動を継続していく工夫（例）

- ・年間を通じた活動計画を作成しましょう。
- ・事業報告等を行うための総会を少なくとも年に1回は開きましょう。
- ・広報誌やニュースレターを出すなど、活動を広く知ってもらいましょう。
- ・まちづくりや環境保全、子育て支援、青少年育成、防犯などの活動と連携することにより、幅広い住民に参加していただきましょう。
- ・会合や訓練などを開催する場合は、多くの住民が参加しやすい曜日や時間帯を工夫しましょう。
- ・訓練や勉強会などは、参加者が興味を持って楽しめるようにしましょう。

2 わが街の防災計画をつくる

自分たちの地域での様々な取り組みを計画的に進めていくために、防災計画をつくりましょう。防災計画の作成の流れは次のとおりです。

自主防災組織の編成

自主防災組織の任務としては、初期消火、救出・救助活動、情報の収集・伝達、避難誘導・安否確認、避難所運営、給食給水・生活維持、安全点検・巡回など様々な任務が考えられます。地域の実情に応じて取り組むべき事柄を整理し、組織の編成や役割分担について検討しましょう。

第1章、第2章

活動計画の作成

(平常時)

平常時の活動は、防災知識の普及・啓発、防災点検の実施、防災マップづくり、住まいづくり・まちづくり、要援護者の支援対策、防災訓練など様々な活動があります。地域の実情に応じて、取り組むべき活動を検討し活動計画をつくりましょう。

また、自主防災組織の班編成に沿った形で、班ごとの活動計画をつくっても良いでしょう。 第3章・第4章

(災害時)

災害時の活動は、出火防止、初期消火、救出・救助活動、情報の収集・伝達、避難誘導・安否確認、避難所運営、給食給水・生活維持、安全点検・巡回などがあります。地域の実情に応じて、取り組むべき活動を検討し活動計画をつくりましょう。 第5章

(復旧・復興時)

災害発生直後の混乱から時間が経過し、少しずつ気持ちも落ち着きはじめます。生活や住まいの再建、地域の再生・復興を考える時期になります。この時期の自主防災組織の活動は、住民の生活再建や地域の再生・復興のための様々な取り組みが考えられます。自分たちのまちの再生・復興のために、どのような課題を解決しなければならないのか、将来の地域づくりをどのように進めたら良いのかなど、住民と一緒に考え行動していくことが大切です。 第6章

住民への防災知識の普及・啓発

住民一人ひとりが防災に関する正確な知識を持ち、災害時に適切な行動をとることができるよう、防災に関する知識の普及・啓発のための活動に取り組みましょう。 **第3章**

防災点検の実施

地域特性や災害時に活用できる資源など、まちの点検を実施しましょう。地域の地理的条件のみならず、どのような人がいるのかといったことや、どのような資器材や場所があるのかといった防災資源についても点検し、台帳として整理しておきましょう。 **第3章**

防災マップづくり

防災点検の結果を図面上に整理した防災マップを作成し、住民が共有しておきましょう。 **第3章**

安全な住まいづくり・まちづくりの実践

各家庭における家庭内安全対策を呼びかけるとともに、住民の協働による防災まちづくりを自主防災組織が中心となって進め、誰もが安心して暮らせる地域をつくっていきましょう。 **第3章**

災害時要援護者の支援対策づくり

災害時に支援が必要な人がどこにいるのか、どのような支援が必要なのかなど、地域の要援護者の状況を常に把握し、各要援護者ごとの避難支援プランを作成し、災害時における対応を考えておきましょう。

第3章

防災訓練

災害時に適切に行動できるよう、より多くの住民参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施しておきましょう。 **第4章**

市民防災マニュアル 21 ページ

防災計画をつくる時のポイント

- ・人口分布や街並みなど、地域の実情を踏まえた計画にしましょう。
- ・地域で起こる可能性のある災害を確認しましょう。
- ・どのような活動を優先的に取り組むべきかを決めましょう。
- ・できるかぎり具体的な活動の計画にしましょう。
- ・期間や予算、人員を考慮しつつ、実現のできる計画をつくりましょう。

3 防災知識の普及・啓発

(1) 防災活動への参加意識の啓発

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、日頃から災害に備えて準備をしておくことが大切であり、そのためには住民一人ひとりが防災に関する正確な知識を持つことが大切です。

普及・啓発しておく項目（例）

- ・自主防災組織の役割や活動内容
- ・上町断層帯地震に関する知識と地域の被害想定
- ・東南海・南海地震と津波に関する知識と地域の被害想定
- ・台風や大雨の知識と地域の被害想定
- ・避難指示、勧告、避難準備情報発令時の対応
- ・災害発生時の対応
- ・日頃からの家庭内対策
- ・災害時要援護者への対応

など

住民に対し防災に関する知識を習得してもらうには、次のような方法が考えられます。

普及・啓発方法（例）

- ・市民防災マニュアルなどの各種資料の活用
- ・阿倍野防災センターの活用
- ・区役所や消防署などが開催する講演会・研修会等への参加
- ・区役所や消防署などの協力を得て地域で勉強会、図上訓練やイベントを開催
- ・防災まちづくりのための話し合いやワークショップを開催
- ・広報紙などを定期的に作成・発行し全戸に配布
- ・町会等の各種イベント等の機会をとらえたミニイベントやPRコーナー設置
など

(2) 防災活動への参加と実践

ひとりでも多くの住民が地域の防災活動に参加できるような、場や機会をつくるのが大切です。「参加してください」と言うだけでは、多くの住民の参加は得られません。住民に、自主防災活動の必要性を認識してもらい、活動に積極的に参加してもらえるようにするために、まずは、参加の「きっかけ」となる場や機会をつくりましょう。

また、自分たちが何でもかんでもやらなくてはいけないのかと住民が思ってしまうと、それが負担になり足が遠のいてしまうので、地域で取り組むべき課題の優先度・重要度を整理・周知することも大切です。

さらに、継続的に参加することによって「活動に参加することは楽しい」「参加すると役に立つ」と住民が感じることができるよう、活動を工夫していくことが大切です。

(3) 阿倍野防災センターの活用

阿倍野防災センターは、震度 7 の地震や地震発生直後の街並みと、消火・避難・救助といった一連の行動をリアルに体験し、防災に対する知識と技術を総合的に学習できる施設です。あなた自身や家族を守り、街を守り、人を助けることができる「体験」を通じて災害について考え、学んでみませんか。各ゾーンでは実際の災害にあったような体験ができるため、視聴覚的、感覚的に災害を体験することによって防災知識の理解をより深めることができます。子ども会やPTA活動等、様々な機会を利用して阿倍野防災センターへの見学を実施してみましょう。

防災学習ゾーン

起震装置を用いて震度 7 レベルの地震を体験したり、多目的スペースやマルチメディア端末をそなえたコミュニケーションゾーンで、豊富なデータベースから、防災や災害に関する情報を調べることができます。

地震災害体験ゾーン

地震で崩れ落ちた街中を一連の流れの中で避難・体験することにより、地震や火災などの災害時に必要な行動をわかりやすく学ぶことができます。

ご利用：無料 開館時間：10時から18時

休館日：水曜日、毎月最終木曜日、年末年始（12/28～1/4）

<http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/bousai/bsw/a/a/bswaa010.aspx>

(財)大阪市消防振興協会では防災用品などを販売しています。

<http://www.firefighters-shop.jp/>

(4) 防災情報を知る・学ぶ

インターネットを利用すると、地震や風水害に関する知識や、災害時には被害状況などの緊急情報をそれぞれのホームページで簡単に得ることができます。

危機管理室ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/>

他のホームページなど詳細は

市民防災マニュアル 22 ページ

おおさか防災ネット

大阪市は、大阪府および府内市町村と共同で、市民の皆様が災害等の発生時に安全に行動することができるよう、幅広い防災情報をインターネットにより提供するシステム「おおさか防災ネット」を運用しています。

パソコンからおおさか防災ネットのポータルサイトにアクセスすると、市や府、府内市町村の防災情報などがご覧いただけます。

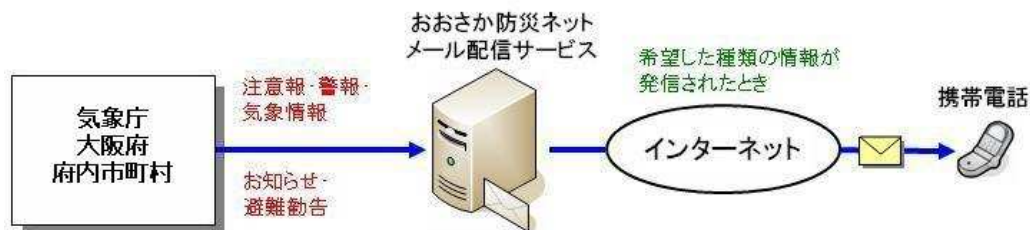
また、携帯メールアドレスを事前に登録いただくことにより、おおさか防災ネットから防災情報メールを配信します。

ホームページ <http://www-cds.osaka-bousai.net/osaka/index.html>

おおさか防災ネットで提供する主な内容

- ・ 府内に発令されている避難勧告・指示
- ・ 地震・津波・台風などの情報
- ・ 気象に関する注意報・警報
- ・ その他緊急にお知らせする情報を掲載します
- ・ 災害発生時の交通・道路・ライフライン情報の確認ができます
- ・ 府内各市町村の防災ポータルサイトへリンクしています

防災情報メールについて



事前に登録いただいた方の携帯メールアドレスに対し、気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告などの防災情報をメール配信します。

登録料は無料ですが、メール受信にかかる通信料はご利用者の負担となりますのでご注意ください。

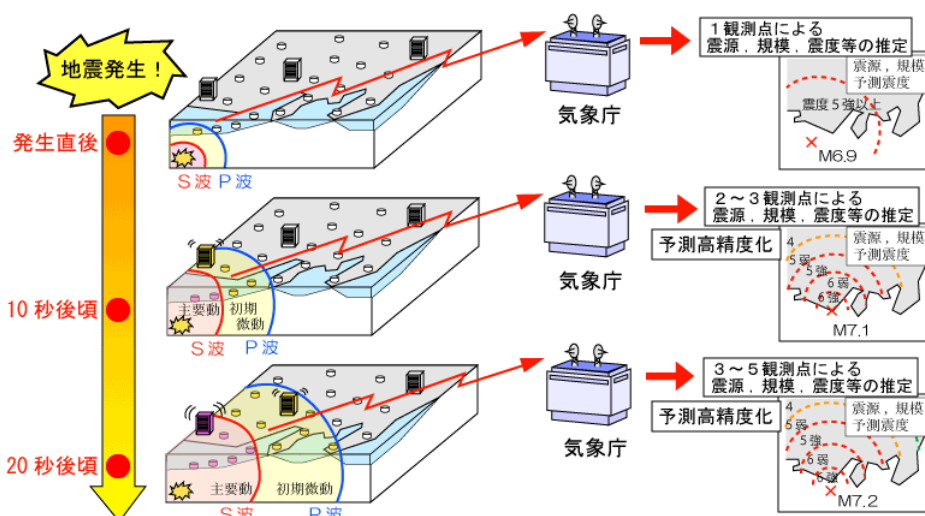
登録方法 「touroku@osaka-bousai.net」へ空メールを送信すると、折り返し登録用メールが送られてきます。バーコードリーダー機能付きの携帯なら、右のQRコードを読み取り送信してください。解除する場合も同じ方法です。



- * 迷惑メール対策としてドメイン指定受信をされている方は、あらかじめドメイン指定受信に「touroku@osaka-bousai.net」を登録してください。また、URL付メール受信拒否、宛名設定等、各種設定を解除してください。

(設定変更の方法についてのお問い合わせは各携帯電話会社または販売店プロバイダーをお願いします)

緊急地震速報

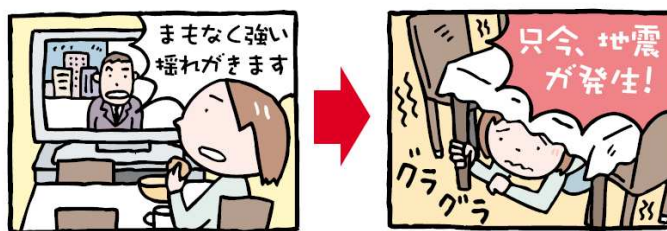


気象庁では、強い揺れが到達する前に地震の発生をお知らせする、緊急地震速報の提供を始めています。

最大震度 5 弱以上と推定した地震の際に、震度 4 以上の地域へ強い揺れが来る数秒～数

十秒前にお知らせするものです。

この情報を利用して、列車やエレベーターをすばやく制御させて危険を回避したり、工場、オフィス、家庭などで避難行動をとることにより被害を軽減させたりすることが期待されています。



テレビでも「まもなく強い揺れがきます」などというテロップが流れるなどの予告が行われますので、身を守るための適切な行動がすばやくできるように日頃から考えておきましょう。

ただし、情報が間に合わないことや、誤報、誤差などの限界もありますので、緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。

緊急地震速報の限界

時間

- ・ 情報を発表してから大きな揺れが到達するまでの時間は長い場合でも十数秒～数十秒
- ・ 震源に近いところでは、情報の提供が主要動の到達に間に合わない

誤報

- ・ 1 観測点のデータを使っている段階ではノイズにより誤った情報を発表する可能性がある（事故、落雷、機器の障害）

地震の規模等の推定の課題

- ・ 特に大規模な地震に対しての推定精度の限界
地下の断層の破壊の途中に情報を発表（断層の大きさと位置が未確定）
- ・ 複数の地震が時間的・空間的に近接して発生した場合に、地震を適切に分離できず、的確な情報を発表できないことがある。

震度推定の課題

- ・ 統計的な距離減衰式による震度推計の精度の限界
- ・ 表層地盤における増幅予測の限界

詳しくは気象庁のホームページをご覧ください。 <http://www.jma.go.jp/>

緊急地震速報に係る悪質商法や不審な人物などにご注意ください

「緊急地震速報」の受信装置を家庭へ設置することを本市が義務化しているかのような説明を行い、販売しようとする業者が現れています。

しかし、大阪市や気象庁など行政が、企業や市民に受信装置の設置等を義務付けたり、受信契約をすすめたり、あつせんすることはありません。高額な機器を売りつける者が現れるおそれがありますのでご注意ください。

災害伝言ダイヤル

大規模な災害時には、一般電話や携帯電話の通話が制限されます。NTTの災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言板を活用して、家族や友人に連絡しましょう。

災害伝言ダイヤル171

「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言を登録・再生できます。

NTT西日本（一般電話：音声） <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>



災害伝言板

安否情報を登録すると、家族や友人が携帯電話やパソコンから確認できます。詳しくは、各社のホームページなどをご覧ください。

携帯電話 災害伝言板（メール）

NTTドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>

a u <http://dengon.ezweb.ne.jp>

ソフトバンクモバイル <http://dengon.softbank.ne.jp>

ウィルコム <http://dengon.willcom-inc.com>

パソコン（テキスト、音声、画像）

NTT西日本 災害用ブロードバンド伝言板（web171）

<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

これらのサービスは、毎月1日、1月1～3日、防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）に体験利用できますので、安否情報を登録してみましょう。

4 地域特性の把握

(1) 人や団体を知ろう

災害活動協力者の把握

災害時に活用できる資格や技能を持った人が地域にどれくらいいるのか把握しておきましょう。

市民防災マニュアル 18 ページ

災害時に活躍すると考えられる資格や技能を持った人（例）

- ・ 消火活動に関する知識や技術を持った人
- ・ 救出・救助活動に関する知識や技術を持った人
- ・ 大型トラックや工作機械を操作する知識や技術を持った人
- ・ 医療や看護に関する知識や技術を持った人
- ・ 保育、介護、メンタルケアなど保健福祉サービスに関する知識や技術を持った人
- ・ 情報通信機器の操作などに関する知識や技術を持った人
- ・ 外国語を理解し話すことができる人 など

災害時要援護者の把握

平常時でも様々な支援を必要とする人々にとっては、災害が発生すると安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。このような

人々も適切な支援があれば、被害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。
そのため地域の人たちの助け合いや支え合いによる支援が求められています。

- ・移動が困難な人
- ・車いす、補聴器などの補装具を必要とする人
- ・情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
- ・急激な状況の変化に対応が困難な人
- ・薬や医療装置が常に必要な人
- ・精神的に著しく不安定な状態をきたす人
- ・日本語に不慣れな外国人

自主防災組織では「災害時要援護者台帳」を整備しておき、いざという時に、要援護者の安否確認、避難支援等が確実にできるよう、地域であらかじめ要援護者の所在を把握しておきましょう。

また、収集した要援護者情報は、個人情報の保護に遵守し適切に管理しましょう。

市民防災マニュアル 19 ページ

災害時要援護者台帳

資料編 12 ページ

各種団体の把握

地域には、大阪市赤十字奉仕団(大阪市地域振興会)、女性防火クラブ、社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会、子ども会、老人クラブなどの住民の組織や、医師会、病院・診療所、福祉施設、商店や工場など事業所の連合会、ボランティア団体・NPO、スポーツ振興団体やボーイスカウト・ガールスカウト、無線や料理など趣味のサークルなど、様々な分野の団体が活動しています。

自主防災組織は、日頃からこのような団体・組織との協力関係を築いておくことが大切です。

事業所の把握

平日の昼間に災害が発生した場合などは、地域にある事業所から資器材・施設の提供や従業員による救出活動等への協力など応援が得られるならば、地域にとっても非常に心強いものになります。

このため、地域内にどのような事業所があるのか把握をしておきましょう。また、事業所に防災訓練への参加を呼びかけたり、共同で勉強会を開催したり、あらかじめ応援協定を結んでおくなど、日頃から事業所と連携をとっておくことが大切です。

事業所の把握（例）

- ・どのような事業所があるのか
 - ・個人商店、スーパー、コンビニ、飲食店
 - ・ガソリンスタンド、運送業、土木・建設業、機械・金属加工業 など
- ・どのような事業活動をしている会社・工場なのか
 - ・従業員は何人くらいか
 - ・敷地や建物の規模はどれくらいか など
- ・防災活動への協力の可能性はあるのか
 - ・防災資器材や備蓄物資の協力の可能性はあるのか
 - ・敷地や建物を一時的に避難などで利用することは可能か など

(2) 地域条件を知ろう

地理的条件の把握

自分たちの地域の、地形、地質、水利、気象条件などの状況を把握しておきましょう。
また、宅地の状況、空地など、地域の土地利用の推移と現状を把握しておくことも大切です。

地理的条件のチェック項目（例）

- ・地形、地盤・地質、水利、気象条件
- ・宅地や商業地など土地利用の状況
- ・市街地の広がりや住宅の密集度の状況
- ・災害履歴 など

各地域での浸水履歴は次の下水道センターで確認できます。

所轄行政区	名称	電話番号
都島区・旭区・城東区・鶴見区	中浜下水道センター	06-6969-2656
天王寺区・東成区・生野区	田島下水道センター	06-6751-5000
大正区・浪速区・西成区	津守下水道センター	06-6567-6495
中央区・西区・港区	市岡下水道センター	06-6576-0700
住之江区・住吉区	住之江下水道センター	06-6686-0434
阿倍野区・東住吉区・平野区	中野下水道センター	06-6705-0341
福島区・此花区・西淀川区	海老江下水道センター	06-6462-1437
北区・淀川区・東淀川区	十八条下水道センター	06-6399-6961

さらに、自分たちの地域が、これまでどのような災害の被害を受けてきたかという災害履歴を把握しておくことも大切です。

大阪市で震度 4 以上を観測した地震

(資料：大阪管区気象台)

地震発生				震度	震央地名(地震名)	深さ km	規模 M
年	月	日	時分				
明治 24(1891)	10	28	6:38	4	岐阜県南西部(濃尾地震)	10	8.0
明治 25(1892)	1	3	16:21	4	岐阜県南東部(濃尾地震余震)	10	5.5
明治 27(1894)	1	10	18:45	4	岐阜県南西部(濃尾地震余震)	10	6.3
明治 32(1899)	3	7	9:55	4	三重県南部	60	7.0
明治 42(1909)	8	14	15:31	4	滋賀県北東部(姉川地震)	10	6.8
大正 5(1916)	11	26	14:08	4	淡路島	10	6.1
大正 14(1925)	5	23	11:09	4	兵庫県北部(北但馬地震)	0	6.8
昭和 2(1927)	3	7	18:27	4	京都府北部(北丹後地震)	18	7.3
昭和 11(1936)	2	21	10:07	5	奈良県(河内大和地震)	18	6.4
昭和 18(1943)	9	10	17:36	4	鳥取県東部(鳥取地震)	0	7.2
昭和 19(1944)	12	7	13:35	4	三重県南東沖(東南海地震)	40	7.9
昭和 21(1946)	12	21	4:19	4	和歌山県南方沖(南海地震)	24	8.0
昭和 23(1948)	6	15	20:44	4	紀伊水道(日高川地震)	0	6.7
昭和 27(1952)	7	18	1:09	4	奈良県(吉野地震)	61	6.7
昭和 38(1963)	3	27	6:34	4	若狭湾(越前岬沖地震)	14	6.9
昭和 44(1969)	9	9	14:15	4	岐阜県美濃中西部	0	6.6
昭和 60(1985)	1	6	0:45	4	和歌山県北部	70	5.8
平成 7(1995)	1	17	5:46	4	大阪湾(兵庫県南部地震)	16	7.3
平成 7(1995)	1	25	23:15	4	兵庫県南東部	15	5.1
平成 12(2000)	10	6	13:30	4	鳥取県西部(鳥取県西部地震)	9	7.3
平成 16(2004)	9	5	19:07	4	三重県南東沖	38	7.1
平成 16(2004)	9	5	23:57	4	三重県南東沖	44	7.4

大阪市域に被害をもたらしたと考えられる主要な歴史地震

年月日	M	発生地 / 地震名	地震に関する記述
1596年 9月5日	7.5	近畿中部	京都では三條より伏見の間で被害が最も多く、伏見城の天主大破、石垣崩れて圧死 500。堺で死 600 余。奈良・大阪・神戸でも被害が多かった。
1605年 2月3日	7.9	東海・南海・西海諸道『慶長地震』	死者 5,028。震害の記録は淡路島安坂村千光寺諸堂倒れ、仏像が堂前に飛散したというもののみ。津波は犬吠埼から九州に至る太平洋岸に押し寄せた。八丈島で谷ヶ里の家残らず流失、死者 57、推定波高 10m以上。
1707年 10月28日	8.4	中部・近畿・四国・中国・九州 『宝永地震』	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死者2万、家屋倒壊6万、流失家屋2万。震害は東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。 近畿地方内陸部でも震害は大きく、家屋倒壊大和郡山で468、柳本 690、奈良 65。大坂では津波による橋や船の被害も多かった。家屋倒壊 500 余～約 1800(約8千～1万6千世帯)、死者 500 余、橋落 30～50。
1854年 7月9日	7.3	伊賀・伊勢・大和および隣国 【伊賀上野断層】	死者 1,500。上野付近で家屋倒壊2千余、死者約 600、奈良で家屋倒壊 400 以上、死者 300 余など、全体で死者は 1,500 を越える。
1854年 12月24日	8.4	近畿中部南部・四国 『安政南海地震』	東海地震の 32 時間後に発生。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波は串本で 15m、久礼で 16m、種崎で 11mなど。 死者 8,236。近畿周辺では地震・津波の状況や、被害を 1854年 12月 23日の安政東海地震と区別することが難しい。 大阪湾北部で推定波高約 2.5m、大阪で津波が木津川・安治川を逆流し、停泊中の船多数(8千とも)破損し、橋々を壊し、死者 700 余(約 400、2千、3千、7千などの説もあり)。
1927年 3月7日	7.3	京都府北西部 『北丹後地震』	死者 2,925。被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。全体で死者 2,925、家屋全壊 12,584。
1936年 2月21日	6.4	大阪・奈良 『河内・大和地震』	死者9、家屋全半壊 148。地面の亀裂や噴砂・湧水現象も見られた。
1946年 12月21日	8.0	南海道沖 『南海地震』	死者 1,330。全壊 23,487。被害は中部以西の日本各地にわたる。津波が静岡県より九州に至る海岸に来襲し、高知・三重・徳島沿岸で4～6mに達した。
1995年 1月17日	7.3	兵庫県南部 『平成7年兵庫県南部地震』、『阪神・淡路大震災』	活断層の活動による直下型地震。被害(平成 18年 5月 19日現在)は死者 6434 名、不明 3、負傷者 4 万以上、住家全半壊 24 万以上、住家全半焼 6 千以上。

【阪神・淡路大震災 大阪市の被害】

死者 18 名、重傷 4 名、軽傷 353 名、全壊 194 棟(248 世帯)、半壊 2,148 棟(3,120 世帯)、一部破損 17,089 棟(21,654 世帯)、火災 16 件(20 棟、51 世帯、負傷 8 名)

ライフライン被害

水道施設：給水管で約 5,300 箇所被害、配水管の漏水 285 箇所

下水道施設：西淀川、淀川、此花など臨海部7行政区において、下水本管、マンホール、公共ますなどの破損等

電力施設：約 100,000 戸において一時停電

ガス施設：大正、西淀川、此花、淀川ほかで約 6,000 戸の供給停止。

道路・橋梁：561 箇所陥没、隆起

公園施設：地割れ等の発生

港湾施設：南港においてヤードの一部に沈下やクラックの発生

河川：淀川下流部左岸西島地区(此花区)において、堤防直下の砂層の液状化により、堤防が延長 2km にわたり被害を受けた(最大3m沈下)。

大阪に被害をもたらした主な台風・豪雨の状況及び被害

発生年月日 (災害)	被 害 状 況				
	人的被害			家屋被害	
	死者 (人)	行方不明 (人)	負傷者 (人)	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)
昭 4.8.15 (暴風雨)				約 2,000	
昭 7.7.1~2、7~9(大雨)				約 23,000	
昭 8.9.4~5 (強風・高潮)				約 27,000	
昭 9.9.21 (室戸台風:暴風雨・高潮)	949	41	3,966	124,124	24,357
昭 10.8.11 (風雨)				約 30,000	
昭 10.8.28~29 (風雨)				(1,304)	(12,994)
昭 10.8.31~9.2(大雨)				約 35,000	
昭 15.7.9~10(雷雨)				1,929	92,518
昭 19.9.17 (風雨)				(8,591)	(7,266)
昭 20.9.18 (枕崎台風:風雨)				44,994	10,490
昭 25.9.3(ジェーン台風:暴風雨・高潮)	211		18,573	41,035	26,899
昭 27.7.10 (大雨)	(41)		(454)	(192,238)	
昭 28.9.25(台風 13 号:暴風雨)	1		8	7,087	91,136
昭 32.6.27(台風 5 号:風雨・高潮)				37,870	86,536
昭 36.9.16(第 2 室戸台風:暴風雨・高潮)	6		637	51,491	54,027
昭 39.9.25(台風 20 号:風雨・高潮)			(17)	(10,563)	
昭 40.9.13~16(台風 24 号及び前線:大雨)	(3)	(1)	(16)	(12,445)	
昭 47.7.12 (大雨)				1,060	7,199
昭 47.9.16(台風 20 号:暴風雨)		1		3,772	13,537
昭 50.7.4(大雨)				668	7,053
昭 54.6.9(大雨)				699	6,047
昭 54.9.30(台風 16 号:風雨)				4,378	20,766
昭 57.8.1~3(台風 10 号:風雨)				5,294	24,572
平 11.8.11(大雨)				209	2,534
平 11.9.17(大雨)				115	4,662

注:()内は大阪府内の被害を示す。

大阪市内における主な火災

発生年月日	発生場所	死者 (人)	負傷者 (人)	焼損面積 (m ²)	備考
昭 37. 2.21	北区小松原町 (千成パチンコ店)	1	3	9,145	
昭 41.10.21	住吉区北加賀屋町 (KK 松崎木工)	6	4	7,463	
昭 45. 4. 8	大淀区国分寺町 (ガス爆発事故)	79	406	1,707	
昭 47. 5.13	南区難波新地 (千日デパート)	118	81	8,763	
昭 48. 1.20	此花区高見町 (東亜ペイントKK)	0	101	1,766	
昭 52. 6.24	大正区三軒家東 (柳井建設(株)従業員宿舎)				
昭 63. 5.18	港区海岸通 (プリアムーリエ号)	11	35	-	船舶火災
平成元年以降の大阪市内主な火災					
平 3.5.25	平野区加美南(シャープ(株))	-	3	1,590	
平 5.3.24	大正区千島(公団千島団地)	-	20	12	
平 8.3.25	西区本田(九条ランドリー)	-	8	1,827	
平 9.9.4	西成区山王(住宅)	3	12	837	
平 11.3.8	大正区三軒家東(七福荘)	3	11	54	
平 12.12.27	西成区天下茶屋(パールマンション)	1	9	43	
平 14.9.9	中央区道頓堀(旧中座)	-	5	1,762	
平 16.11.28	平野区加美正覚寺(作業場)	-	1	1,732	
平 17.9.26	北区西天満(事務所)	-	26	25	エレベーター
平 20.10.1	浪速区難波(桧ビル)	16	9	37	
焼損面積1500m ² 以上、負傷者等の合計が10名以上、その他特異な災害					

大阪市内における主な事故

発生年月日	発生場所	死者 (人)	負傷者 (人)	備考
平 5.10.5	住之江区ニュートラム住之江公園駅 (ニュートラム事故)	0	215	

社会的条件の把握

地域の年齢別人口、世帯構成、高齢者の独居数、昼間人口など、人口や世帯に関する状況を把握しておきましょう。また、消防署や警察署、病院や診療所、福祉施設、商店や工場などの位置や、地域内の道路や公共交通の状況も把握しておきましょう。

大阪市ホームページには、大阪市の概要として国勢調査の結果などが掲載されています。

http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/882-11-0-0-0.html

また、小学校区ごと人口や建物のデータについては区役所防災担当にお問い合わせください。

社会的条件のチェック項目（例）

- ・人口（昼間人口・夜間人口）、世帯数
- ・災害時要援護者の状況
- ・災害時に活用できる資格や技能を持っている人
- ・消防、警察、病院などの位置・アクセス
- ・道路・交通の状況、通信手段の状況
- ・地域の産業施設の位置（商店や工場等）など

被害想定

自主防災活動を進めるにあたりもっとも重要なことは、地域で起こる可能性がある災害を十分に理解しておくことです。例えば、崖崩れの危険がないところでその対策を行っても意味がないように、どのような災害が起こり、どれくらいの被害が生じるのかを確認しておき災害時のイメージを持っておくことが大切です。

大阪市では、上町断層帯地震の被害想定や、水害のハザードマップを作成していますので、地域の被害想定を確認しておきましょう。

地震想定被害の概要

大阪市の各区の震度分布や液状化予測などの被害想定は危機管理室ホームページや市民防災マニュアルでご覧になれます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011946.html>

市民防災マニュアル 1～2 ページ

●各区

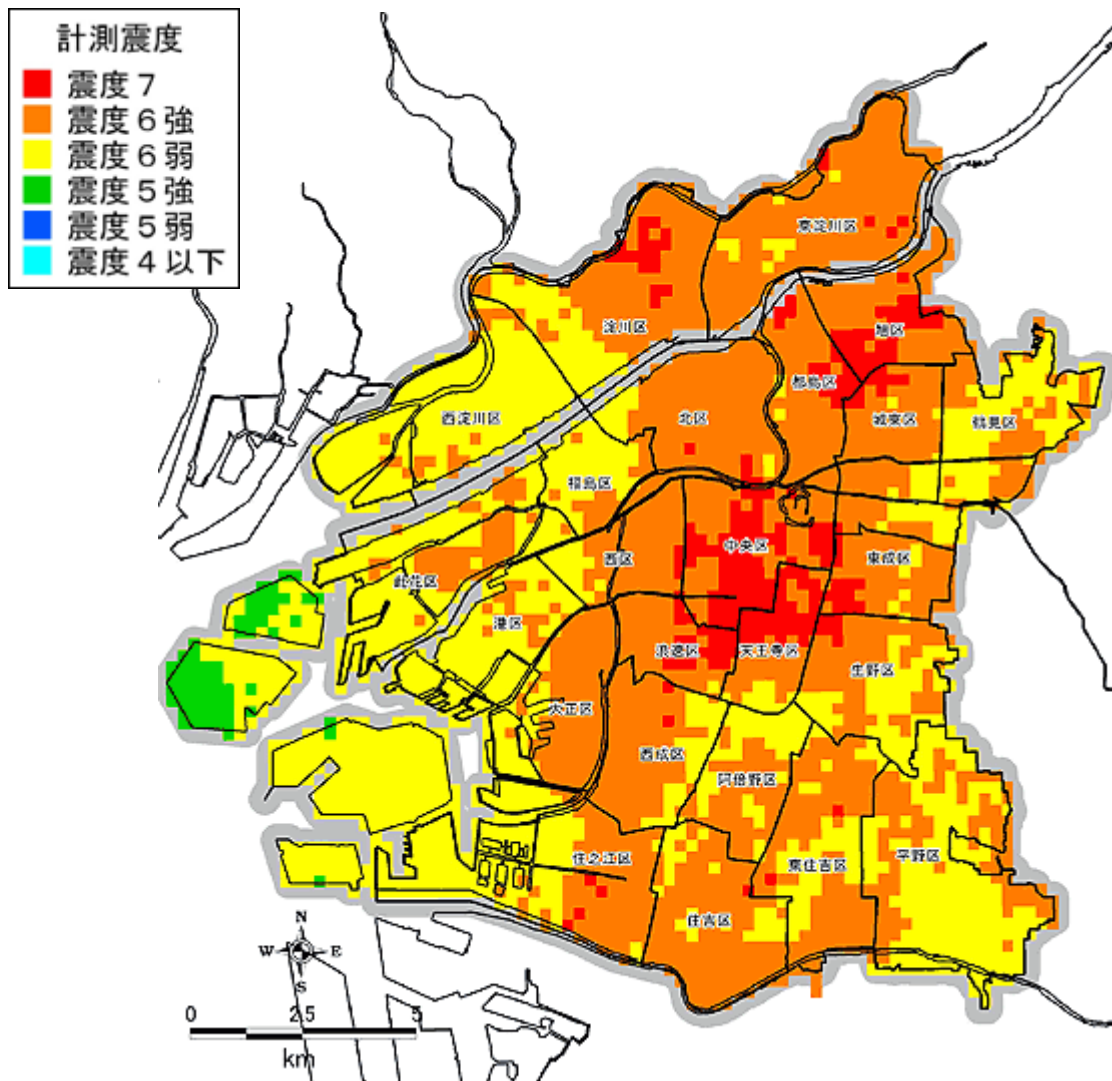
	基礎データ		被害想定 (建物被害：棟 人的被害：人)							
	建物棟数	人口	上町断層帯地震				東南海・南海地震			
			建物被害			人的被害	建物被害			人的被害
			全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数	死者数	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数	死者数
都島区	14,909	98,669	6,676	2,872	9,548	297	450	899	1,349	4
福島区	12,909	60,019	2,496	2,722	5,218	49	629	1,163	1,792	6
此花区	11,882	65,949	3,349	2,729	6,078	89	230	489	719	1
西区	9,989	71,559	2,749	2,139	4,888	222	231	513	744	3
港区	15,241	85,831	3,649	3,503	7,152	89	329	692	1,021	2
大正区	15,319	74,939	4,784	3,557	8,341	146	280	607	887	1
天王寺区	10,275	62,365	4,946	1,867	6,813	573	35	93	128	0
浪速区	7,366	51,483	3,055	1,438	4,493	251	68	168	236	0
西淀川区	18,643	98,308	3,153	3,737	6,890	47	666	1,282	1,948	7
東淀川区	26,040	174,283	7,983	6,060	14,043	269	351	747	1,098	2
東成区	22,043	80,806	9,870	4,791	14,661	348	381	783	1,164	2
生野区	43,340	139,463	14,438	10,002	24,440	427	723	1,466	2,189	4
旭区	22,963	95,959	12,257	4,135	16,392	486	165	371	536	0
城東区	27,742	163,384	9,034	6,126	15,160	298	479	996	1,475	3
阿倍野区	24,932	104,904	6,887	5,502	12,389	157	117	282	399	0
住吉区	29,382	158,183	9,464	6,905	16,369	265	238	526	764	1
東住吉区	35,389	135,651	10,829	8,239	19,068	260	345	777	1,122	1
西成区	29,519	125,888	11,361	6,797	18,158	310	418	909	1,327	1
淀川区	28,314	166,612	9,519	6,241	15,760	473	1,174	2,166	3,340	13
鶴見区	16,934	107,864	3,531	3,528	7,059	69	214	467	681	1
住之江区	18,995	132,711	6,685	4,244	10,929	226	213	484	697	0
平野区	32,714	205,386	6,209	6,675	12,884	106	464	1,044	1,508	3
北区	16,036	96,684	5,542	3,509	9,051	754	275	597	872	2
中央区	15,516	69,742	8,336	2,534	10,870	2,252	53	161	214	0
大阪市	506,392	2,626,642	166,802	109,852	276,654	8,463	8,528	17,682	26,210	57

より詳しい小学校区ごと被害想定 of データについては、区役所防災担当にお問い合わせください。

●大阪市全域

	上町断層帯	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
マグニチュード (M)	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6
計測震度	5強～7	5弱～6強	5弱～6弱	4～5強	5弱～6弱
全壊+半壊	約276.7千棟	約135.1千棟	約14.4千棟	約2.4千棟	約26.2千棟
死者数	約8.5千人	約1.4千人	約0.1千人	約0千人	約0.1千人

震度[上町断層系](大阪市)



活断層帯による地震の発生確率

地震調査研究推進本部（算定基準日 平成 20 年 1 月 1 日）

断層帯名 (断層帯/ 活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 マグニチュード	地震発生確率			我が国の 主な 活断層に おける 相対的評価	平均活動間隔
		30 年以内	50 年以内	100 年以内		最新活動時期
上町断層帯	7.5 程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	高いグループに属する	8000 年程度 ----- 約 28000 年前 -9000 年前
中央構造線断層帯(金剛山地東縁-和泉山脈南縁)	8.0 程度	ほぼ 0% ～5%	ほぼ 0% ～9%	ほぼ 0% ～20%	高いグループに属する	約 2000 -12000 年 ----- 1-4 世紀
生駒断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ 0% ～0.1%	ほぼ 0% ～0.3%	ほぼ 0% ～0.6%	やや高いグループに属する	3000-6000 年 ----- 1600 年前 -1000 年前頃
有馬- 高槻断層帯	7.5 程度 (7.5±0.5)	ほぼ 0% ～0.02%	ほぼ 0% ～0.06%	ほぼ 0% ～0.3%		1000-2000 年程度 ----- 1596 年 慶長伏見地震

海溝型地震の発生確率

地震調査研究推進本部（算定基準日 平成 20 年 1 月 1 日）

地震名	長期評価で予想した 地震規模 マグニチュード		地震発生確率			平均発生間隔	
	10 年以内	30 年以内	50 年以内	最新発生時期			
南海トラフ	南海地震	8.4 前後	同時 8.5 前後	10%程度	50%程度	80%～90%	114.0 年(次回までの 標準的な値 90.1 年) ----- 61.0 年前
	東南海地震	8.1 前後		20%程度	60%～70% 程度	90%程度	111.6 年(次回までの 標準的な値 86.4 年) ----- 63.1 年前

詳しくは地震調査研究推進本部のホームページをご覧ください。

<http://www.jishin.go.jp/main/index.html>

水害の浸水想定

「平成 12 年 9 月東海豪雨」「平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨及び福井豪雨」「平成 16 年 10 月の台風 23 号による由良川や円山川の氾濫」など、河川や下水道の能力を超える豪雨により大規模な浸水被害が発生しています。

また、東南海・南海地震が発生すると、大阪市においては震度 5 強(一部 6 弱)の揺れとともに 2～3m 程度の津波が地震発生後約 2 時間で来襲すると予測されています。

大阪市では、河川や下水道で想定している以上の豪雨が降った場合や、地震による津波が発生した場合に備えて、浸水が予想される区域と避難時の心得を示した“津波・水害から命を守るために”(防災マップ)を作成していますので、地域でどれくらいの浸水が起こるのかを確認しておきましょう。

想定される水害については危機管理室ホームページや市民防災マニュアルでご覧になれます。また、「防災マップ」は各区役所及び危機管理室で配布しています。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011547.html>

市民防災マニュアル 11～12 ページ

(3) 各種台帳の整備

自主防災組織にとって必要な台帳は、自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳、災害時要援護者台帳などがあります。これらの台帳は、実際に災害が起きたときに役に立ちますので、住民の協力を得て、作成しておきましょう。

また、台帳を「つくりっぱなし」にしては、いざというときに役に立ちませんので、常に更新しておくようにしましょう。

台帳には、個人のプライバシーに関する情報を記入することもありますので、その場合取り扱いには十分に注意するようにしましょう。

自主防災組織台帳

自主防災組織の世帯数、役員、防災訓練、座談会・講演会等の活動の状況、避難所・避難路、危険箇所、防災資器材など、自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。年次ごとに人数や資器材などを点検の上、見直しが必要です。

資料編 7 ページ

世帯台帳

世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は避難所での世帯人員確認などに活用します。ただし、プライバシーに係ると考えられる項目については書かなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。

資料編 8 ページ

人材台帳

災害時の救出・救護活動などに活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく台帳です。

資料編 9 ページ

資器材台帳

災害時の救出・救護活動などで必要となる資器材についての保管場所や数量などをまとめておく台帳です。

資料編 10～11 ページ

災害時要援護者台帳

自主防災組織内で支援が必要な人など、地域に在住する要援護者を把握するための台帳で、避難誘導の際や避難所での対応に役立つものです。

この台帳の作成にあたっては、地区の民生・児童委員や地域ネットワーク委員などの協力など、地域のさまざまなコミュニティやネットワークの活用が必要となります。また、自主防災組織としての個人情報の取扱いを定めるとともに、個人情報の取り扱いに関する了解を本人から得るなどして、プライバシーの確保については十分注意するようにしましょう。

資料編 12 ページ

(4) 防災資源を知ろう

自主防災組織が活用するもの

各種台帳や防災マップ、防災活動に活用できる資格や技能を持っている人の情報は、平常時の防災活動のみならず、災害時における避難誘導や救出・救助などの活動に非常に役立ちます。

また、消防署・水防団や警察署、病院や診療所、福祉施設、商店や工場などの位置や、地域内の道路や公共交通の状況のみならず、空地、丈夫な建物、津波からの緊急避難のための高い建物など防災活動上活用できる施設も把握しておくといいでしょう。

さらに、各家庭で備蓄に努めることを呼びかけることに加えて、大規模な災害に備えて、自主防災組織が中心となって、地域として物資の備蓄に取り組んでおくことも大切です。

防災倉庫や備蓄倉庫を整備したり、街路に消火器を設置したりするなど、設備面での取り組みも大切です。

可搬式ポンプと水源となる貯水槽等の確認

可搬式ポンプは公園、学校などの収納庫に保管されています。いざという時に使えるように、日頃の操作訓練で繰り返し練習し、体で覚えておくようにすることが大切です。

消火用の水源は、防火水槽、河川、池、プール等で、できるだけ火元建物に近いものを利用しますので事前に確認しておきましょう。

可搬式ポンプ保管庫や防火水槽等の場所は危機管理室ホームページで確認できます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011536.html>

具体的な使用方法

地域防災リーダー研修テキスト実践編

救出・救助用資器材

収容避難所や可搬式ポンプ収納庫に保管されている救出・救助用資器材を確認し、年に1回以上は点検しましょう。

救出・救助用資器材の保管場所は危機管理室ホームページで確認できます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011536.html>

(救出・救助用資器材の収納品)

バール	3本	落下物・転倒物の持ち上げや破壊、トタンなどのはがし・こじ開け
シャベル	4本	埋まった物の掘り出し
のこぎり	3丁	木製の柱・貼り・根太等を切断する
ジャッキ	2台	重量物の持ち上げや支え、すき間の拡張、重量物の横移動(2トンまで可能)
かけや	1本	ドア・家具等の破壊や杭打ち
ロープ	40m	逃げ送れた人の救出や物の引っ張り・固定
救急箱	1箱	負傷者の応急措置
布担架	1台	負傷者等の搬送

具体的な使用方法

地域防災リーダー研修テキスト実践編

防災資器材の整備・備蓄・調達

災害の発生に備えて、自分たちの地域でどのような防災資器材があるか点検しておきましょう。

各家庭にあるものや平常時から地域にあるもので災害時に利用できる資器材などを確認し、使用できるようにしておくことが大切です。

防災行政無線

防災行政無線(携帯無線機)は各連合町会に1台ずつ配備されていますので、災害時に

一般電話が不通となった場合でも区役所に連絡ができますので、被害状況の把握や災害情報の伝達が可能です。

具体的な使用方法

地域防災リーダー研修テキスト実践編

事業所などに期待すること

地域の自主防災活動を進めていく際、地域にある事業所などが持っている資器材やノウハウ・技術を最大限活用することが大切です。

例えば、事業所などが持っている消火栓や消火剤、工作資器材、車両などは、消火活動や救出・救助活動等に役立つ可能性があります。また、事業所に勤務している従業員の方々の協力を得ながら、消火活動や救出・救助活動を行うことによって、被害を最小限に食い止めることができる可能性もあります。さらに、事業所などの敷地や建物を避難等のために一時的に使用させてもらうことも考えられます。

地域の一員である事業所に対して、協力を呼びかけ、住民と事業所が協働で、地域の防災活動を進めていくことが大切です。

市民防災マニュアル 9 ページ「企業の協力で消火に成功」

避難所

大阪市では次のように3種類の役割の避難場所、避難所をそれぞれ指定しています。

例えば、地震による大火が起こったとき等に利用する広域避難場所は、公園だけでなく河川敷なども指定していますので、台風などのときに避難するととても危険です。適切な避難行動が行えるように各避難所の役割を理解し、どの災害が起こればどの避難所をどのように活用するのかを事前から決めておくことが大切です。

- | | |
|----------|---|
| ・ 広域避難場所 | 同時多発火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の、大規模な避難に適する大きな公園など。 |
| ・ 収容避難所 | 宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設。小・中学校など。 |
| ・ 一時避難所 | 一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭など。 |

最寄りの避難所が分からない場合は区役所にお問い合わせください。また、危機管理室ホームページでも“あなたの地域の防災マップ”(防災活動拠点情報)で避難所の確認ができます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011536.html>

備蓄している災害救助用物資

大阪市では災害に備え、収容避難所、区役所、市内 5 カ所の備蓄倉庫に食糧や飲料水及び生活関連品等の備蓄を行っています。

食糧、飲料水の備蓄（20年度末）

品目	市内での備蓄総数
アルファ米	400,000 食
乾パン	200,000 食
水缶詰	900,000 リットル
粉ミルク	1,200 缶

アルファ米、乾パンは上記のほか 300,000 食を大阪府が備蓄。

主な生活関連品等の備蓄（20年度末）

品目	市内での備蓄総数
毛布	300,000 枚
日用品セット	120,000 セット
防水シート	120,000 枚

小学校等の収容避難所での備蓄数

品目	小学校等の収容避難所での備蓄数
水缶詰	1,800 本
毛布	300 枚
防水シート	120 枚
日用品セット	120 セット
簡易トイレ	4 基
簡易トイレ(消耗品)	800 枚
ブランケット	50 枚
資機材セット	1 セット
ラジオ	10 台
懐中電灯	20 台

5 地域の防災マップづくり

(1) 災害時に危険となる場所

災害による被害をできるかぎり少なくするためには、自分たちの住んでいる地域が、災害に対してどのような弱点があるのかということ、日常から具体的に把握しておくことが必要です。そのためには自分たちの地域を自分たちで実際に調べてみて、地震や津波、台風などの災害が起きたらどのような状況になるのか予測しておくことが重要です。

地域内の危険な場所としては、老朽木造住宅の密集地域や危険施設の周辺地域などがあります。

また、路上の自動販売機や放置自転車などは、地震による揺れで倒れてしまい、避難の際には障害になります。狭い道路も、沿道の家屋のブロック塀や電柱などが倒れて、通行の妨げになることがあります。

～ 次のような場所があるかチェックしてみましょう～

- ・ 海岸部（津波・高潮）、建築年次の古い住宅が密集した地域、河川面や海面より低い地域
- ・ 危険物（毒劇物、石油・ガソリン等）を取り扱う施設周辺
- ・ 商店街・アーケード・ビル（ガラス、看板、屋外設置物等が飛散する可能性がある場所）
- ・ 自動販売機や放置自転車など路上にあるもの（地震の揺れで倒れて通行の障害になる可能性のある場所）
- ・ 幅の狭い道路、交通渋滞が発生しやすい道路、路上駐車が多い道路
- ・ 倒壊の危険性のあるブロック塀や門柱
- ・ 電柱（大きな揺れが起きた場合は倒壊する可能性） など

(2) 災害時の救出・救助活動、消火活動、被災後の生活に役立つ場所

災害時に役立つ施設や場所としては、地域内に立地する医療機関や福祉施設、事業所などがあります。

また、河川や学校等のプール、貯水槽や防火用水、井戸などの水源は、消火活動や生活雑水として活用できるとともに、公園や緑地、広場、集会所の庭などは、一時的な避難場所になったり、炊き出しなどの活動の場としても役に立ちます。

～ 次のような場所があるかチェックしてみましょう～

- ・ 一時的な避難場所や災害時の活動場所として活用できる場所（公園・緑地、学校の校庭など）
- ・ 一時的な避難所として活用できる施設（学校施設、集会所など）
- ・ 病院・診療所、福祉施設
- ・ 安全に避難できる道路（避難路）
- ・ 地域に立地する企業、災害時の協力事業所
- ・ 河川、プール、貯水槽、防火用水、井戸などの水源
- ・ 公衆浴場、企業の保養施設 など

(3)ハザードマップの確認

ハザードマップとは、災害によって被害を受けることが想定される区域やその程度、避難所などを、住民の皆さんにわかりやすく示した図です。

自主防災組織や住民が、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことができるようにするためには、大阪市などが作成・公開しているハザードマップや被害想定などによって、自分たちの地域の危険性などを確認し、必要な対策や取り組みを進めておくことが求められます。

ハザードマップなどで地域の危険性を確認し、地域内の危険な場所や活用できる場所の位置や現況を点検した上で、地図に書き込みマップを作成します。マップは、地域の防災上の課題を把握し、取り組むべき対策を検討していく上で役立ちます。

また、大雨や津波の浸水が予測される地域では、円滑に避難できるように避難所や危険箇所の確認を行っておきましょう。

被害想定

本編 27～31 ページ

地震被害想定

市民防災マニュアル 1～2 ページ

災害想定(震度分布・液状化予測)は危機管理室ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011946.html>

“津波・水害から命を守るために”(防災マップ)は危機管理室ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011547.html>

(4) 地域の防災マップ作成の流れ(例)

<p>✚ 地図を用意しましょう</p> <p>自分たちの地域が入っている地図を用意します。 白地図が用意できない場合などは区役所の防災担当に相談ください。</p>
<p>✚ 自分たちの地域がどのような災害の被害を受けるのか調べましょう</p> <p>大阪市の被害想定などを確認して、地図に書き込みます。</p>
<p>✚ 防災点検の項目を洗い出し、整理しましょう</p> <p>災害時に危険な場所や活動時に障害になる場所、災害時に役立つ施設・場所について、どういう場所が考えられるか話し合っておきます。</p>
<p>✚ タウンウォッチングを実施しましょう</p> <p>整理した点検項目だけではなく、タウンウォッチングしながら気づいた点、気になる点などを地図に書き込んでいきましょう。 気づいた点などはカメラやビデオで撮影しておいても良いでしょう。 移動の際には、交通事故などにあわないよう十分に安全確認をしてください。</p>
<p>✚ 点検結果について話し合っ、防災マップをつくりましょう</p> <p>書き込んだ地図や写真などを見ながら、災害時に危険な場所や活動時に障害になる場所、災害時に役立つ施設・場所を整理しましょう。 災害時に危険な場所や活動時に障害になる場所については、どのような点が問題で、どのように改善すれば良いのかなどを検討します。 災害時に役立つ施設・場所については、どのような活用方法があるのか、制約はある場合どのように解決すれば良いのかなどを検討します。</p>
<p>✚ 区の防災担当に相談してみよう</p> <p>防災点検マップを作成したら、区役所の防災担当にアドバイスをもらいましょう。 防災点検マップの作成途中で悩んだり確認したいことがあったら、区役所の防災担当に相談してみましよう。</p>

6 住まいづくり・まちづくりの実践

(1) 防災計画に沿った住まいづくり

家庭内対策・住まいづくり

阪神・淡路大震災では、新耐震基準(昭和56年)以前に建設された建物の多くが倒壊したと言われています。また、家屋の倒壊・家具類の転倒による圧迫死は、死亡者全体の約88%にも達しました。

災害が起きたら自分や家族はどうなるのか、ということを考えて、地域防災リーダーは家庭内対策・住まいづくりなどの防災意識の啓発を、様々な機会を活用して住民に対して行うとともに、ブロック塀の補強や家具の固定などを自主防災組織をあげて取り組みましょう。

市民防災マニュアル 7～8 ページ

非常持ち出し品の準備、食料・飲料水等の備蓄

各家庭に、非常持ち出し品の準備や物資の備蓄を呼びかけましょう。

災害の発生直後は、水や食料、生活必需品の確保が非常に困難になります。

日頃の暮らしの中で、水や食料、常備薬、生活必需品などを備えておき、いざというときに持ち出したりできるようにしておくとともに、少なくとも1年に1度は点検することも呼びかけましょう。

また、極めて大規模な災害が発生した場合は、3日以上救助の手が回ってこない場合も考えられますので、そのようなことも視野に入れた地域全体での備蓄についても考えておくことも大切です。

非常持ち出し品チェックリスト

市民防災マニュアル 26 ページ

家庭内での役割分担や避難場所・連絡方法等の確認

家庭内で災害時における役割分担や避難場所などを確認しておくよう呼びかけましょう。

災害が発生した場合の家族間の役割分担を決めておいたり、あらかじめ災害時における連絡方法や避難先などを家族で話し合い、確認しておくことも大切ですので、そのような対策を各家庭で考えておくよう、呼びかけましょう。

災害伝言ダイヤル171などを活用すれば、災害時における家族の安否が容易に確認できます。

災害伝言ダイヤル171

本編 18～19 ページ

家屋の耐震診断・補強工事

安全な住宅の確保のため、住民に耐震診断や耐震補強工事呼びかけましょう。

大規模な地震が発生した場合であっても命を守れるよう、住宅の安全性が保たれている必要があります。例えば、建築してから相当の年数が経過している住宅や、筋交いが少ないなど揺れに弱い構造の住宅などは、地震が発生すると倒壊し危険性がおよぶ可能性もあります。

自主防災組織は、防災知識の普及・啓発の一環として、大阪市のパンフレットなどを活用して、日頃から住宅の耐震化に関する情報提供などを行っておきましょう。

木造住宅の耐震診断は、専門知識を持っていない方でも可能な簡易耐震診断を行うことができます。木造住宅の簡易診断で危険と判断された場合や心配な場合、また、木造以外の建物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建築物）については、専門家に相談するようにしましょう。

自分でできる簡単な耐震診断ツール

「誰でもできるわが家の耐震診断」を利用して、木造住宅の耐震性を自分でチェックすることができます。

財団法人 日本建築防災協会

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagaya.html>

住宅の耐震診断・耐震改修費の助成

大阪市では、住宅の耐震診断や耐震改修にかかる費用に対して補助しています。

耐震診断費補助

木造住宅の場合、耐震診断費用に対する補助率は90%です。例えば、標準的な戸建住宅で診断費用が5万円の場合、補助額が4万5千円、自己負担額が5千円となります。

耐震改修費補助

平成21年度から、木造住宅の耐震改修費に対する補助率を50%に、補助限度額を100万円に引き上げました。

また、これまでは建物全体を補強する工事だけを対象としておりましたが、より少ない費用負担で実施できる、一部屋あるいは一階だけを補強する工事も補助対象としました。

まずは らくらく耐震診断

補助対象となる住宅

- 大阪市内にある住宅
- ①昭和56年6月以降に建築された住宅も対象となりました！

建物所有者に代わって耐震診断事業者が申請することもできるよ！

補助内容

- 耐震診断に要する費用の90%以内とし、1戸につき4万5千円が限度額です
- 耐震診断・耐震改修設計・工事の見積もりを一連で行うパッケージ耐震診断については、それぞれに要する費用の90%以内とし、1戸につき22万5千円が限度額です



注意すべき事項

- 長屋、共同住宅などは、建物全体での耐震診断が必要です
- 大阪市の交付決定を受ける前に契約を行った場合、補助を受けることができなくなります

つぎに なっとく耐震改修

補助対象となる住宅

- 大阪市内にある住宅
- 診断の結果、耐震性が不足していると判断されたもの
- 建物所有者の年間所得が1,200万円以下
- ①昭和56年6月以降に建築された住宅も対象となりました！

一部屋あるいは一階だけを補強する工事等も補助対象になるよ！

補助内容

- 耐震改修に要する費用の50%以内とし、1戸につき100万円が限度額です

注意すべき事項

- 申請者は住宅の所有者とします
- 住宅のリフォームとあわせて耐震改修を行うことをお勧めしますが、耐震改修費のみが補助対象となります
- 大阪市の承認を受ける前に契約を行った場合、補助を受けることができなくなります



注)紙面の都合上省略している部分があります。また、3階建以上の非木造共同住宅については制度の内容が異なります。詳しくはお問合せ先へ

■ お問合せ先 ■



大阪市住まい公社
(大阪市住宅供給公社の愛称です)

診断や改修の事業者紹介も行っています

耐震・密集市街地整備支援課

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20
大阪市立住まい情報センター 4階 住情報プラザ内

電話 06-6882-7053

ファックス 06-6882-0877

開館時間 平日・土曜9:00~19:00/日曜・祝日10:00~17:00

休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、年末年始



大阪市立住まい情報センター 「おおさか・あんじゅ・ネット」

<http://www.sumai.city.osaka.jp/index.php>

民間老朽住宅建替支援事業(タテカエ・サポーティング 21)

老朽住宅の建替を促進するため、大阪市住まい公社に相談窓口を設置し、建替え相談や補助等の総合的な支援を行っています。

1. 建替え相談サービス
2. 専門家（ハウジングアドバイザー）派遣
3. 建替建設費補助制度
4. 従前居住者家賃補助制度
5. 賃貸住宅建設資金融資制度
6. 老朽木造住宅緊急除却制度（優先地区・平成20年度から3年間限定）
7. 木造戸建住宅耐震建替補助制度（優先地区限定）

アクションエリア（防災性向上重点地区）や特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（優先地区）では、補助要件の緩和及び補助対象項目の追加を行い、老朽住宅の重点的な建替の促進を図っています。

詳しくは下記までお問い合わせください

大阪市住まい公社 耐震・密集市街地整備支援課
TEL 06-6882-7053 FAX 06-6882-0877

大阪市立住まい情報センター 「おおさか・あんじゅ・ネット」

<http://www.sumai.city.osaka.jp/index.php>

「狭あい道路拡幅促進整備事業」の拡充

「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地」において、建築物の建替え等に際し、幅員4m未満の狭あい道路の中心線からの後退部分の舗装工事等を実施しており、これまでの大阪市が直接整備する制度に加え、建築主が自ら拡幅整備を行う場合にもその整備費の一部を補助する制度を実施します。

補助制度の相談・受付

大阪市都市整備局 まちづくり事業部 密集市街地整備担当

電話 06-6208-9235 (大阪市役所 6階)

家具等の転倒・落下防止

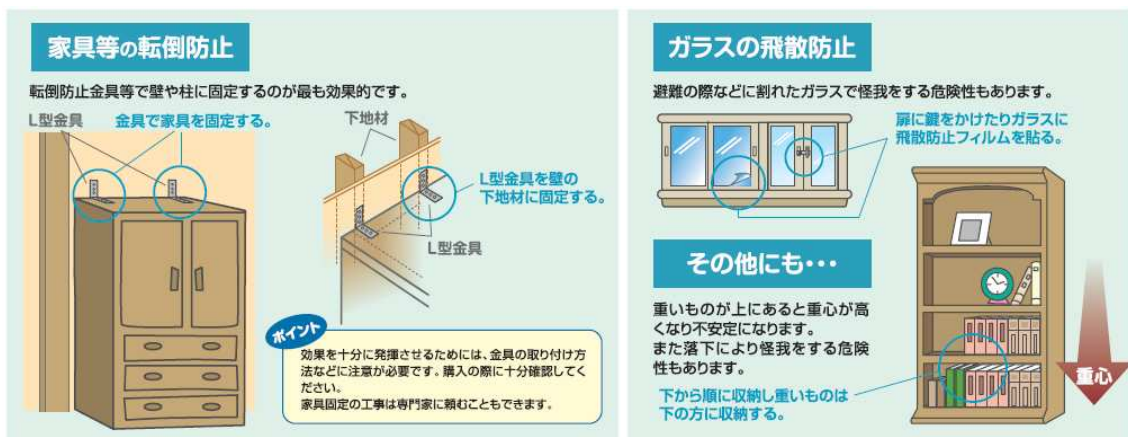
建物自体の安全性の確保だけでなく、建物内部の安全性を確保しておく必要もあります。

例えば、大きな家具は突っ張り棒や金具などでしっかり固定したり、高い位置に物を置いたりしないようにするなどの対策をとっておくことが大切です。また、家電機器なども激しい揺れでは大きく動いたり飛び跳ねてしまうこともありますので注意が必要です。寝ているときに地震が起きると、家具などが倒れて身動きがとれないこともありますので、寝る場所には大きな家具類を近くに置かないなど、安全対策が必要です。

自主防災組織は、防災知識の普及・啓発の一環として、市民防災マニュアルなどを活用し、家庭内の安全対策について情報提供などを行っておきましょう。

家具転倒防止のポイント

- ・家具を固定するときは、柱や壁の下地のある部分などに金具等を取り付けましょう。
- ・じゅうたんなどのやわらかい床には、背の高い家具を置かないようにしましょう。
- ・家具の上部には軽いものを、下部には重いものを収納するようにしましょう。
- ・寝る場所や出入り口付近には家具を置かないようにしましょう。
- ・ガラス（窓・家具）に飛散防止フィルムを貼りましょう。



出火防止

消火器やバケツを用意しておいたり、風呂に水を張っておくなど、火災が発生しても素早く対処できる準備をしておいたり、ストーブやコンロなど火気を使う器具の点検や石油やスプレーなど可燃性の危険物を適切に管理しておくことも大切です。

自主防災組織は、防災知識の普及・啓発の一環として、市民防災マニュアルなどを活用し、家庭から火を出さないための対策に関する情報提供や初期消火の訓練などを行っておきましょう。

ブロック塀の点検・改善

ブロック塀や門柱は、基礎の根入れがなかったり鉄筋が入っていないなど、安全でないものもあります。避難路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊すると、避難や緊急輸送の妨げになりますので、ブロック塀や門柱のある家には自主点検や改善を呼びかけましょう。

例えば、建て替えのときに補強したり生け垣などに取り替えるなど、様々な対策が考えられます。

屋根・看板等の飛散・落下防止

台風などによって、屋根や看板が飛ばされると非常に危険です。屋根やアンテナなど屋外に設置してあるものは定期的にチェックして、心配な箇所があれば補強するよう、呼びかけましょう。また、商店などで看板が風でぐらつくようであれば、しっかりと固定するなど対策を講じるよう呼びかけましょう。

ガラスの飛散・落下防止

身近にあるガラスも割れると非常に危険です。強化ガラスに取り替えたり、ガラス飛散防止フィルムを貼ったりするなどし、ガラスの飛散・落下防止対策を行うよう、呼びかけましょう。

(2) 防災計画に従ったまちづくり

策定した防災計画と大阪市の関連計画との整合性

防災計画や防災マップをつくったら、大阪市の都市計画などの内容を確認しておきましょう。また、区役所や消防署に防災計画の内容を確認してもらい、防災計画や活動内容に

対するアドバイスや留意点などを教えてもらうと良いでしょう。

大阪市の都市計画の概要は計画調整局のホームページで確認できます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keikakuchosei/category/893-4-0-0-0.html>

住民と行政の協働で進めるまちづくり

安全な地域づくりのためには、地域に住み、活動する、様々な人たちの連携が不可欠です。防災計画をつくったら、自主防災組織が中心となって、行政、住民や地域の様々な団体・組織、事業所などと連携を図りながら、計画に従って取り組みを実践し、避難場所や避難路、火災の延焼を防ぐ広場や空地を確保するなど、安心して暮らせるまちづくりを進めましょう。

また、防災計画に従った取り組みを進めていくにあたって、新たに課題や問題点などが出てきた場合は、区役所や消防署に相談しアドバイスをもらうと良いでしょう。

さらに、各戸に対して住宅の耐震補強や家具の固定、出火防止などの家庭内対策を呼びかけるとともに、自主防災組織が地域の防災活動の先導役となり、住民や事業所などと一緒に地域の安全点検や要援護者への支援などに取り組み、日頃から安全安心なまちづくりを進めましょう。

まちづくり協議会づくり

安全な地域づくりを総合的・計画的に進めていくためには、できるかぎり多くの住民の参加を得ながら、まちづくり協議会などの住民組織をつくって、組織的に取り組んでいく必要があります。自主防災組織のノウハウや組織力を生かしていくことが大切です。

まちづくり協議会など住民組織をつくる際には、他の地域でどのような取り組みがなされているのかということを確認したり、区役所等に相談すると良いでしょう。そして、自分たちの地域では、どのような問題や課題があり、どのような活動に取り組む必要があるのか、どのような住民組織をつくったら良いかなどを、住民同士が十分に議論していくことが大切です。

7 災害時要援護者の支援対策づくり

(1) 災害時要援護者支援のネットワーク

要援護者に対しては、防災や福祉・医療などに関連する組織や団体が有機的に連携して支援にあたる必要があり、自主防災組織は災害時において避難誘導や情報伝達などの実働部隊として活動することが期待されていることから、社会福祉協議会や民生・児童委員協議会、医療施設、福祉施設、障害者団体、ボランティアなどと日頃から協力関係を構築しておくことが大切です。

大阪市ではこれらの団体を網羅した地域ネットワーク委員会がそれぞれの地域に設置されていますので、日頃の見守り活動と連携し発展させたものとして災害時に必要な支援が図られるような取組みを進めることも期待されます。

また、地域に看護師等の保健・医療・福祉の専門職や経験者がいれば心強いことから、そのような専門的な知識・技能を持った人を把握するとともに、防災活動に参加するよう呼びかけるなどしてネットワークの広がりを図ることにより、日頃から要援護者を地域全体で見守り、支援していくことが大切です。

(2) 支援プラン作成の取組み

要援護者がどこに住んでいて、どのような状態なのか、ということの日頃から把握しコミュニケーションをとっておけば、いざというときに速やかに要援護者を助け出すことができます。

自主防災組織は、地域のネットワークを活用して要援護者を把握するとともに、本人から要援護者名簿の登録を申請していただくように、組織としての避難支援の取組みを広く住民に広報しましょう。

さらに、災害は昼間、夜間、いつに起こるか分かりません。近隣にお住まいの方などに支援者になっていただくなど、要援護者の避難支援を担っていただける協力者を一人でも多く募りましょう。

その上で自主防災組織は協力者とともに対象者を訪問し、身体等の状態、災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法等について話し合うなどし、その内容を支援プランとしてまとめて本人及び支援者でお互いに確認しておきましょう。

支援プラン

市民防災マニュアル 19 ページ、裏表紙

(3) 情報伝達や避難行動

災害時には、災害に関係する情報が確実に伝達されるよう配慮が必要です。どのような経路や方法（多言語表記や絵文字など）で伝達するのかを具体的に決めておきましょう。

う。

台風など水害からの避難

風水害時には、避難に時間がかかる高齢者や障害者等がいち早く安全に避難できるよう、通常の「避難勧告」や「避難指示」に先立って「避難準備情報」を発令しますので、「避難準備情報」が発令された場合には、要援護者の方々への避難支援を協力者と連携して開始しましょう。特に浸水が迫っているような場合を考え、要援護者の自宅の2階、3階への避難や、近くの企業・マンションへの一時避難も想定しておきましょう。

地震が起こったら

地震発生時には、要援護者の安否確認や救出・救助が必要となりますが、例えば上町断層帯地震等が発生した場合には地域内で多くの家屋が倒壊し、要援護者であるかどうかにかかわらず安否確認が必要な状態があちこちで発生します。そのため、日頃から地域の災害被害想定を踏まえた発災時の具体的な対応計画を定めておく必要があります。

また、阪神・淡路大震災ではあまりの被害の大きさに、要援護者の安否確認は地震から1週間近く後まで放置されてしまったケースもありました。要援護者が自宅で取り残され、二次的な被害を受けることがないように自主防災組織として取り組みましょう。

(4) 避難所生活の支援

避難所では、要援護者が少しでも生活がしやすいように配慮してください。必要に応じて要援護者のための備蓄も必要です。

情報を伝達する際には、視聴覚などに障害のある方や日本語に不慣れな外国人にも確実に情報が伝わるよう、放送と掲示板の併用や声かけ、ひらがなによるやさしい日本語表記やルビふりをするなど複数の手段を確保することが大切です。

要援護者の特性ごとの対応

資料編 38～41 ページ

市民防災マニュアル 20 ページ

災害時多言語情報

<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

(5) 災害時要援護者が参加した防災訓練の実施

支援プランを作成しても実際に避難を行わないと、いざという時に本当に役立つものなのか分かりません。災害時に力を発揮するのは、日ごろからの地域のつながりです。要援

護者やその家族の方に、積極的に地域防災訓練に参加してもらい自主防災組織の実践的な能力を向上させましょう。

防災訓練

1 防災訓練の目的

災害の規模が大きければ大きいほど、人命救助や消火などの緊急対策の需要が増大するため、防災関係機関はすべての地域には手が回らない状況になります。

一方、防災組織の人達は、あちこちで生命の危機に瀕した人達が発生し多くの市民がパニックになるなど、通常の状態とはまったく違った状況のなかで通常の行動とはまったく違った救出・救助活動等の災害対応を実施することになります。

「自分だけは大丈夫」「自分たちの地域だけは大丈夫」と思っていると、通常の冷静な心理状態では行動できず、被害を拡大させてしまいます。

このような状況のなかでの確に行動するためには、平常時に災害時を想定した実際的な訓練を行うことが不可欠です。

実際的な訓練を普段から取組んでいないと、災害時における効果的な活動はできるものではありません。普段から練成した行動でも、災害時にはスムーズにできなくなることもあります。

このため、災害時に適切に行動できるよう、実践的な訓練を繰り返し行っておくことが重要です。

訓練の実施にあたっては、自主防災組織だけではなく、各年齢層の住民や事業所、防災関係機関などとの連携を十分に図りながら行うことも重要です。

2 訓練の成果をあげるために

(1) 実践的な訓練の実施

防災組織の災害対応能力を、実際の災害時に有効に機能するレベルに向上させるためには、訓練前から実施事項が決まっている内容を淡々と消化する、いわゆるシナリオ型訓練からの脱却が必要です。

そのためには、実際の災害発生の事態を可能な限り忠実に想定し、事態発生時に本来承知していないことは事前に知らせない、いわゆるブラインド型の訓練を実施しましょう。

例えば、消火訓練や救出・救助訓練等では、災害発生前から火災や建物の下敷きになる場所がわかっているはずがないので、訓練参加者には事前に詳細を知らせずに、実際の火災や災害が発生した場合とできるだけ同様の状態で訓練が行えるように計画します。

消火訓練についても、本来消防ポンプ庫にある器材を訓練のためわざわざグラウンドに訓練前に準備しておくのではなく（ただし、操作要領の基本訓練の場合は事前に置いておく）、実際火災が発生した際の状態、即ちポンプ庫にあるままの状態から訓練を実施しましょう。

倒壊家屋からの救出・救助訓練では、訓練参加者にはわからないように、事前に倒壊家屋の下敷きの状態を訓練運営者（コントローラー）で作っておき、訓練参加者は、訓練開始とともに状況を把握することから始め、倒壊家屋の下敷きの住民発見の連絡受け、救出・救助器材の準備、救出・救助、病院等への搬送と、可能な限り実際に起こるであろう状況での対応を訓練できるように計画してみましょう。

このように、その場で付与された状況に基づき判断し行動する訓練を実施し、失敗したりうまくいかなかった事項を改善してこそ本来の訓練であり、災害発生時に本当に対応できる能力が養われていきます。

(2) 訓練計画の作成

限られた時間の中で効果的な訓練を実施するために、訓練の目的や内容等を明らかにした訓練実施計画をつくりましょう。

訓練をはじめて実施する人達に、いきなり総合的な応用訓練を実施しても、効果のある訓練とはなりません。

そのため、第1段階では個人の基礎知識や能力を向上させ、第2段階として小グループのチームワークを向上させます。その上で、第3段階として総合的な訓練や応用訓練を実施するなど、段階的に組織の能力が向上するように訓練を実施します。

訓練の科目としては、例えば、地震での安否確認、避難所開設、救出・救助や、水害での警報伝達、要援護者の避難、大事故等の情報・警報伝達、緊急避難など災害等の事態区分に応じた多くの訓練に区分されます。

訓練の方法は、室内で地図等を使用したり講話方式で実施する訓練と、屋外のグラウンドや町なか等の屋外で実施する訓練に区分されます。

組織ごとに、年間に何度も各種の訓練を実施することが望ましいのですが、限られた機

会に効率よく訓練するためには、対象者や各種条件に応じ訓練レベルや訓練の手順をよく考えて最適と思われる訓練を計画・実施することが大切です。

訓練の単位	訓練のレベル
個人の能力を向上させる訓練	基本、応用
班や組等の小グループの対応能力を向上させる訓練	基本、応用
自治組織全体等の大きな組織全体の能力を向上させる（総合）訓練	基本、応用

訓練実施計画書

資料編 13 ページ

(3) 関連機関との調整

訓練実施計画を作成したら、区役所の防災担当や消防署に内容を検討してもらうと同時に、訓練への協力を依頼します。

また、訓練会場を確保したら、区役所や消防署に早めに届け出るようにしましょう。届け出の内容は、日時、責任者、訓練内容、訓練会場、目的、参加予定人数などです。

消火訓練や救出・救助訓練などは危険を伴いますので、区役所や消防署などとの入念な打ち合わせを行いましょう。

万が一、防災訓練で事故が起きた場合、消防署に訓練の実施を事前に届けていると保険の適用が受けられますので必ず申請しておきましょう。

(4) 訓練の実施を周知徹底し、日時や訓練内容に変化をつける

様々な広報手段を活用して訓練の日時や内容を周知徹底するとともに、訓練の日時や内容を変えるなど、多くの住民が参加できるようにしましょう。

訓練の実施を周知徹底	訓練日時・内容等を記載した回覧板やポスター・チラシ、広報を利用して、訓練の実施を「知らなかった」人がいないように徹底させましょう。
訓練の日時に変化をつける	いつも同じ日時に実施していると、同じ人しか参加できないため、休日や夕方・夜間など多くの人が参加できる日時に設定してみましょう。
訓練内容に変化をつける	毎回同じような訓練の内容では、参加している人も慣れてしまい、結果的に参加者が減少することにもなります。このため、訓練の内容に変化をつけましょう。 初期消火訓練や避難誘導訓練、救出・救護訓練のほか、炊き出し訓練、地域の保育所や老人ホームなどとの合同訓練など、地域の実態に応じて訓練内容を考えてみましょう。 防災運動会や防災クイズなど、楽しみ、競いながら、知識や技術を習得するというのも考えられます。

(5) 興味を持って参加、楽しめる訓練

住民が防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資器材の操作方法を認識してもらう良いチャンスです。

このため、防災訓練という形にとらわれず、町内の様々な人の集まるイベントを通じて、応急手当の実習や避難の仕方等の学習をすることや、反対に防災訓練の中にイベントを取り入れるなど、できるかぎり多くの住民が参加したいと思うような工夫をしましょう。

また、外国人や体の不自由な方などにも積極的に参加してもらう工夫もしましょう。要援護者の方々の避難誘導や、各家庭への情報伝達などは、実際に行動することによって、初めて問題点が見つけ出されることがよくあります。

3 各種訓練内容

防災訓練はいくつかの種類を組み合わせる実施したり、地域の事業所に勤める従業員や福祉施設などとの合同訓練、他地域の自主防災組織との合同訓練など、いろいろなバリエーションが考えられますので地域の特性に応じて防災訓練を立案し実施しましょう。

防災訓練の種別と内容

訓練の種別		内容
各個訓練 (一人一人の 能力向上訓練)		<ul style="list-style-type: none"> 各種災害や防災に関する基礎知識を身につける。 個人共通の災害対応が実施できる能力を身につける。 (地震発生時の対応行動、消火器、AEDの使い方や各種警報の伝達要領等) 防災組織各班の行動を実施するための個人レベルでの能力を身につける。 (可搬式ポンプや携帯無線機の使い方、ジャッキアップの要領、防災資器材の知識や使用方法等)
班・組 (チーム) 訓練	情報収集 ・伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の被災情報や避難の状況等を正確に収集する。 防災関係機関等からの情報を住民に正しく伝達する。
	本部運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災拠点の本部(連合や町会本部等)を有効に機能できる能力を身につける。
	警報伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告、避難指示等をできるだけ速やかにかつもれなく、住民や通行人、地域の企業等に伝達する。
	初期消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> 火災をできるだけ小さなうちに消し止めるために水バケツ、消火器、可搬式ポンプ等を用いて効果的な消火技術を身につける。
	安否確認、搜索訓練	<ul style="list-style-type: none"> 各種災害に際し、地域内の住民等の安否を正確に確認する。不明者について関係機関等と協力し搜索・確認する。
	救出・搬送訓練	<ul style="list-style-type: none"> 建物の倒壊により救助を必要とする人を住民等で協力し救出したり、病院や救護所へ連れて行く。

救護訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の開設や救護チームの巡回等により、負傷者や病人等に対する応急手当等を実施する能力を身につける。
避難誘導訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 突然災害が発生した場合でも速やかに安全な場所に避難できるように、携行品、服装を点検し、実際の避難場所まで各種の障害を克服しつつ住民等を避難させる。 ・ 1人で避難できない要援護者等の介助方法等を身につけ、町内に起こりうる様々な状況下（マンション高層階、夜間雨天、全壊家屋内等）で要援護者の避難支援等を実施する。 ・ 大火災発生時等に、危険地域外へ多数の住民等を誘導する。
給食給水訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道が止まったり食料が不足した場合に備えて、救援物資や飲料水、炊き出し食糧の円滑な配給方法を身につける。
上記の組合せによる複合訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の班との連携要領等を重点に、各班等の機能を有効に発揮できるようにする。
避難所開設 ・ 運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に収容避難所となる実際の施設を使用して、避難所を町民主体で開設し、避難所での各班等の活動を円滑に行う。
図上訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の災害時の進展を想定して地図の上でその対応等を考えることにより、地域の防災活動等について住民同士で検討する。
まちなか訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の地域で、火災、建物倒壊、通行不能箇所など複数の災害発生箇所を想定し、消火、救出、応急救護の各訓練を行う。
企業や各種団体等との協同訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に所在する企業や各種団体と、地域の防災組織とが、各種の災害発生時に有効に協同連携できるようにする。
総合訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事態ごとにその事態に応じ、効果的な災害対応ができるように、上記の訓練を組み合わせる総合的に行う。

地域の特性に応じた訓練の実施

災害の種類は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮、密集市街地での延焼火災など様々なものがあります。自分たちの地域の特性を考えて、効果的な訓練を実施しましょう。また、ここに例示がないものであっても、地域の特性を考慮し、必要と考えられる訓練を自主防災組織で考えて実践しましょう。

<p>海岸に隣接した地域</p>	<p>津波・高潮を想定した訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険情報や避難勧告をすぐに伝達するための訓練 ・短時間で高台等に避難するための訓練 など
<p>密集市街地</p>	<p>延焼火災、家屋倒壊、避難路閉塞を想定した訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練 ・避難誘導訓練 ・倒壊家屋からの救出・救護訓練 など
<p>集客地</p>	<p>集客施設利用者の避難を想定した訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険情報や避難勧告をすぐに伝達するための訓練 ・避難誘導訓練 など
<p>福祉施設等に隣接した地域</p>	<p>保育所、老人福祉施設など福祉施設との協働訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険情報や避難勧告をすぐに福祉施設等に伝達するための訓練 ・高齢者や障害者等の避難誘導訓練 など
<p>企業・事業所が混在する地域</p>	<p>住民と事業所の協同訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間の発災を想定した避難誘導訓練 ・救出救助訓練 など <p>住民と企業・事業所との協同の取組みが大切です。</p>

(1) 初期消火訓練

大地震が発生した場合、最も怖いものの1つは火災です。阪神・淡路大震災では、火災によって7千棟以上、関東大震災では40万棟以上の家屋が、火災によって焼失しました。火災を起こさないために、各家庭・事業所において出火防止対策を積極的に行うとともに、火災が発生した場合にすぐに消火できるよう、基本的な初期消火方法を習得しておくことが大切です。自主防災組織は、初期消火活動を狙いとして訓練し、代表的な訓練には、バケツリレー、消火器、可搬式ポンプによる消火があります。

基本操作を習得した後は、消火班などによる組織的な訓練や総合訓練などで実際的な訓練を実施しましょう。

消火方法は

地域防災リーダー研修テキスト実践編

(重要) 実際・実践的な訓練の実施要領

発炎筒やオイルパンなどを使用した火災現場を訓練運営者(コントローラー)で事前に準備し、訓練参加者には事前承知せず、事前準備も一切行っていない状態で突然火災が発生した場合の対応を、安全に十分留意しつつ実際に訓練させる。

消火器の基本操作訓練

【手順】

オイルパンを用意し、オイルパンに水と灯油等を入れます。(水を数cm入れて)風上から点火します。
粉末消火器等で消火します。

【注意】

- ・ 点火は専用の点火棒を使い、絶対に直接マッチで点火するようなことをしない。
- ・ 燃料用の油類の容器は、10m以上離し密栓する。
- ・ 予備の消火器を用意する。
- ・ 訓練後の廃油の処理に留意する。
- ・ 風下の住宅等との距離を十分とる。

バケツリレーでの消火訓練

【手順】

バケツリレーのチームをつくります。

(水の入っているバケツ班とカラのバケツ班)

火災の状況を示します(可燃物に風上から着火)。

人は背中あわせに2列に並び、バケツを中継します。

バケツを持って風上から近寄り、安全距離2～3mをみて注水位置を決めます。

火の勢いを抑えるように注水します。

- ・ 両足を開き腰を落とす 前に押し出すような気持ちで
- ・ 1回目はやや下に向けて投水。
- ・ 2回目は火元の上の方から数回にわけて投水。

【注意】

- ・ 可燃物にはオイルパンは使用しない。
- ・ 予備の消火器を用意する。
- ・ 見学者は火元から10m以上離す。

可搬式ポンプの基本操作訓練

【手順】

動力ポンプを固定します。

吸管を動力ポンプへつけます。

吸管を防火水槽やプールなどに入れます。

動力ポンプの接手へホースをつけます。1本のホースで足りない場合は、もう1本のホースを継ぎ足します。

【注意】

- ・ 水利をあらかじめ確認しておく。
(耐震性貯水槽、防火井戸、防火水槽、プール、河川等)
- ・ 原則として屋外側から放水を行う。
- ・ 訓練にあたっては、消防署員、消防団員などの指導を受ける。

(2) 救出・救護訓練

倒壊家屋や落下物等の下敷きになった人を救出・救助用資器材を活用して救出する方法や、負傷者に対する手当や搬送などの応急処置の方法を身につけるための訓練です。

救出・搬送訓練

倒壊家屋からの救出訓練は、高度な専門知識・技術が必要です。このため、自主防災組織は地震発生直後に家屋等（ブロック塀を含む）の倒壊により下敷きになった人をバールや角材、ジャッキなどを使用して救出し、搬送することを訓練します。

救出訓練の準備及び実施にあたっては事故が生じないように十分留意することが必要であるため、消防署員に家屋のつくり方や救出の仕方について指導してもらいましょう。

救出方法は

地域防災リーダー研修テキスト実践編

（重要）実際・実践的な訓練の実施要領

組織的に実際的な訓練を実施する場合は、事態に応じた救出要領を訓練するため、訓練参加者が閉じ込められた状態から救出要領等を判断し、救出・救助用資器材等を（グランドなどに事前に準備しておく等実際にはありえない設定ではなく）通常保管の状態から携行・準備して救出し、実際起こりそうな状態のなかで手段を工夫して搬送するように、訓練運営者（コントローラー）が計画し構成・準備しましょう。

その場合には、当然、訓練参加者は状況等をまったく未承知（ブラインド型）でなければ実際的ではありません。

建物の屋根を破壊する救出方法

【手順】

廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根（幅 4m、高さ 3m程度）をつくります。

家屋の中に人形を入れるなど、生存者のいることを示しておきます。

救出にあたっては、倒壊建物の中にいる人に声をかけ、安心感を与えます。
ジャッキなどを使って屋根を持ち上げたり、斧やバールで屋根を壊します。

瓦ぶき：大バールやおので瓦を引き剥がし、おのを使い野地板をたる木にそって切断。

トタンぶき：鉄板の接続部分近くにバールを入れて引き剥がし、野地板をたる木にそって切断。

スレートぶき：おのの背部で叩き割って除去し、野地板をたる木にそって切断。

倒壊家屋からの救出方法

【手順】

廃材を利用して倒壊した建物をつくります。

家屋の中に人形を入れるなど、生存者のいることを示しておきます。

救出にあたっては、倒壊建物の中にいる人に声をかけ、安心感を与えます。

木材・バール（木材の太さは 10cm 以上）をテコにしたり、ジャッキを用いて、すき間をつくります。

すき間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強し救出します。

救護訓練

応急手当とは、医療機関で診療を受けるまでのとりあえずの処置のことですが、正しい手当てでなければ、かえって容体を悪化させたり、命に関わることにもなりかねません。救護訓練は専門的な知識・技術を必要としますので、消防署などから救護の専門家に参加してもらい指導を受けるようにします。

自主防災組織の救護班は、住民参加の訓練とは別に、消防局などが行う救命講習や応急手当講習などを受講して、より専門的な訓練を受けることが求められます。

また、負傷者や自力避難が困難な人を安全な場所に搬送することができるよう、応急担架のつくり方と搬送要領を普段から訓練しておくことが大切です。

搬送を行う際は、できるかぎり患者に動揺を与えず、また、運び終わるまで患者を観察し続けるようにしてください。

応急手当、搬送の方法は

地域防災リーダー研修テキスト実践編

市民防災マニュアル 23～24 ページ

(3) 情報収集・伝達訓練

災害が発生した場合は、通信手段が途絶又は混乱するため、思うように必要な情報を得ることが困難になります。一方、区役所も特に災害発生の初期段階では被害の状況が把握できず地域の情報を求めています。

不確かな情報やデマによって勝手な行動をとると、パニック状態を引き起こす結果になります。このため、住民が混乱しないように、自主防災組織がいち早く周囲の状況を把握し、正確な情報を住民や防災関係機関に伝えることが大切であり、普段から情報の収集や伝達方法を整理し、確認しておきましょう。

(重要) 実際・実践的な訓練の実施要領

実際的な訓練を実施する場合は、訓練運営者（コントローラー）が、町内の被害状況や火災発生状況等を事前に作成しておき、訓練開始とともに、訓練参加者（訓練実施班等）にいかにも町内で実際被害等が発生しているかのごとく、実際使用するであろう連絡手段で状況を付与し、訓練参加者は、次々に付与される各種の被害情報等に対しどのように対応するかを判断しつつ、避難所の本部等を経由して区の災害対策本部や消防署に連絡したり、区災害対策本部からの情報を各町会や町内に連絡するなどの訓練を実施します。

その場合には、当然、訓練参加者は状況等をまったく未承知（ブラインド型）でなければ実際的ではありません。

情報収集訓練

自主防災組織が、地域内の避難の状況、発災に伴う被害状況（死・負傷者、建物、交通路等の破壊の程度）、火災発生状況、生活情報等を収集し、防災無線等を使用して正確・迅速に区役所の災害対策本部に報告する手順を訓練します。

情報班長は情報班員に被災状況収集の指示を出す

情報班員は被災状況を現場で収集する

「いつ」「どこで」「何(誰)が」「どうして」「どのように」
なっているのかを収集し、メモにとっておきます。

情報班員は、収集した情報を班長に伝えます。

口頭だけの伝達は避けましょう。

情報班長は情報を記録、整理し、区役所の災害対策本部に電話等で報告する

情報班員は収集した情報を情報班長に伝達する

情報収集のポイント

- ・時機に適した報告：第1報は概要だけでも良いので報告し、確認情報は第2報以降にするなど、時機に適した報告が大切です。
- ・事実の確認：災害時には、噂やデマが流れがちです。情報はできるかぎり確認しましょう。
- ・情報の一元化：区役所の災害対策本部に報告する場合は、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がなされないよう、チェックする体制をつくりましょう。
- ・「異常なし」も重要な情報です。定期的に報告しましょう。
- ・防災無線などの通信機器に慣れておきましょう。また、通話は簡潔にしましょう。

情報伝達訓練

区役所の災害対策本部等の防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する要領を訓練します。

- 自主防災組織に口頭とメモで情報を示す

サイレン・半鐘・有線放送などで伝達。

- 自主防災組織の情報班長はわかりやすい伝達文にして伝達にあたる

口頭だけでなくメモを渡してまちがえないようにしましょう。

- 情報班員は地域分担して巡察し、住民に情報を伝達する。

口頭だけではなく、チラシや掲示板等に掲示することが望ましい。

情報伝達のポイント

- ・伝達は簡単な言葉で。難しい言葉を避ける。
- ・口頭だけでなくメモ程度の文書を渡しておく。
- ・情報伝達の時間と誰が発信者なのかを必ず明記する。
- ・情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱させる。
- ・流言には数字がからむことが多い。数字の伝達には特に注意。
- ・各世帯への情報伝達を正確かつ能率的に行うため、あらかじめ町内の伝達経路を定めておく。
- ・視聴覚等に障害のある方、日本語が不慣れな外国人への情報の伝達については十分配慮する。

(4) 避難誘導訓練

災害が発生したときに、避難経路や避難所などが周知されていれば、住民は素早く安全に避難することができます。また、一人で避難することが困難な人の避難の手助けなどを習得することも大切です。

大雨や台風の浸水等の緊急を要する避難誘導や、地震により自宅が倒壊した場合や大工事の場合の避難など、想定される災害により避難の方法、避難する場所等が異なるため、どんなときにどこへ避難するのか、または避難しないのかなど、地域に起こる可能性のある災害の被害想定に基づく具体的で実践的な避難誘導訓練を考えましょう。

(重要) 実際・実践的な訓練の実施要領

実際的な訓練を実施する場合は、避難誘導訓練に適した一般的な公園やグラウンド等で実施するのではなく、災害時に避難誘導が必要な要援護者の自宅から収容避難所等の避難場所までの、安全と考えられる実際の経路により避難誘導訓練を行います。

また、できるだけ要援護者本人の参加により行うことが望ましいですが、それが困難な場合は、ダミーの使用などの工夫を行い、できるだけ実際の災害時と同様の想定で行うように努めます。

✚ 情報班は避難勧告等を住民に伝達する。

✚ 避難誘導班は住民に避難を呼びかける。

緊急の場合は各自が速やかに避難行動をとることになるが、あわせて、避難誘導班は逃げ遅れがでないよう、避難を呼びかける。

✚ 住民は自宅の火災発生防止の処置を行うとともに、安全で動きやすい服装で非常持出品を携行し、自主防災組織が予め定めた場所に集合する。

✚ 避難誘導班は集合した住民を確認し、不明な場合は手分けして安否を確認する

✚ 集合した住民は、避難経路や避難所の安全確認をしたのちに移動する。

避難誘導のポイント

- ・ 情報班は、避難勧告等を伝達するとともに、避難者の状況を把握するよう努める。
- ・ 避難するにあたっては、ラジオなどから災害情報などを入手する。
- ・ 時間的な余裕がある場合は、個人で避難せず、避難所への避難のためのグループをつくり集団で避難する。
- ・ グループのリーダーは避難する場所、避難経路を適切に選びグループへ伝達する。
- ・ 天候が非常に悪い状態で避難しなければならないときは、お互いにロープ等につかまって避難する。
- ・ 避難所に到着したら、出発時に確認した人員がそろっているかどうか確認する。
- ・ 避難支援の必要な要援護者については、平常時からその状況を把握しておくとともに、避難誘導方法等をお互いに確認しておく。

(5) 給食給水訓練

水道が止まったり食料が不足した場合に備えて、救援物資や飲料水、炊き出し食糧の円滑な配給方法を身につける訓練です。

災害時には、自分と同じように他の人たちも大変な状況に置かれます。災害時だからこそ、なおさら節度ある行動をとることが求められます。住民に公平に救援物資や飲料水が行き渡るよう、災害時における救援物資や飲料水の配給の訓練を行っておきましょう。一方、救援物資が均等に配分できないときは、体力の弱っている人に優先的に配付する計画についても考えておきましょう。

公的機関などからの救援物資や飲料水の受入・配給方法を決めておきましょう。

- ・ 救援物資の受入れと配給を円滑に行うことができるよう、あらかじめ配給計画を作成しておくといいでしょう。
- ・ 事前に給水車による給水拠点を決めておくことも大切です。
- ・ 給水車からの給水方法を訓練しておいたり、地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所も調査しておくといいでしょう。

(6) 避難所運営訓練

避難所は「住むところ」ではなく「過すところ」であり、できる限り短い期間で解消されなければなりません。そのため避難所では居心地の問題が最優先ではなく、如何にして多くの住民を安全に収容できるのかについて検討する必要があります。一方、高齢者や障害者、妊婦や乳幼児などは特別な配慮がなされないと心身ともに危険な状態に陥ることがあります。

避難所の運営にあたっては、それらのことを住民に理解してもらい、食料や飲料水等の配給、仮設トイレの管理など衛生対策、限られたスペースの有効利用、情報の伝達、要援護者への支援など様々な課題に対応していくことが重要です。

避難所に指定されている施設の構造や安全な場所、危険場所をあらかじめ施設管理者と話し合っておき、災害時にどのように活用するのかを事前に決めておくことが大切です。地域防災リーダーが中心となって住民の協力を得ながら避難所運営委員会の設置や、施設の利用方法、避難所生活のルールづくりや役割分担などを話し合うワークショップを実施し、避難所生活を円滑に進めるための訓練を実際の避難所指定施設を使用して実施してみましょう。

また、台風や大雨のようにあらかじめ気象注意報や警報をもとに避難準備情報や避難勧告が出される場合は、区と施設管理者によって避難所の開設が準備されますが、地震など突発的な災害では、即座に住民の自主的な避難が始まり避難所施設の開設が間に合わないことが予想されます。そのため、避難所施設の鍵の保管、自主避難の場合の避難所開設の基準などを決めておくことが必要となります。

これらのワークショップや訓練の成果を、地域の避難所運営マニュアルとしてまとめておきましょう。

避難所運営マニュアル

資料編 15～37 ページ

市民防災マニュアル 15～16 ページ

(7) まちなか防災訓練

大地震による同時多発災害が発生したとの想定で、実際にまちなかで火災、建物倒壊、通行不能箇所など複数の災害発生箇所を想定し、消火、救出・救助、応急救護の各訓練を行います。

地域防災リーダーを中心として、住民が訓練に参加し、初期消火訓練、救出・救護訓練、指揮本部訓練などを通じて防災意識の向上を図りましょう。

実際の路地などの公道で訓練を行いますので実践的な内容となりますが、事故防止のため入念な訓練計画の検討や事前の届け出が必ず必要です。具体的に計画する場合は、区役所や消防署に相談してください。

(重要) 班などによる組織的な訓練や総合訓練での実施要領

実践的な訓練を実施する場合、訓練運営者（コントローラ）は、町内のどこでどのような災害対応を訓練参加者に実施してもらうかを事前に計画・準備します。

訓練に際しては、訓練参加者に訓練開始（災害発生）以降、突然被害状況や火災発生等の状況を付与して、実際に災害が発生した場合とほぼ同様の状況で訓練参加者が災害や火災への対応を実施するよう、訓練運営者（コントローラ）が実際の被害を踏まえた状況付与に努めることが重要です。その場合には、当然、訓練参加者は状況等をまったく未承知（ブラインド型）でなければ実際的ではありません。

(8) 図上訓練

自主防災組織向けの図上訓練とは、大規模な災害が発生した場合を想定し、過去の災害事例を参考に設定時間の経過とともに発生する状況を次々と参加者に与え、地図への書き込みを通して、参加者全員が主人公となり積極的に災害の対応策を考えることができる防災訓練で、DIG (Disaster Imagination Game) とも言われているものです。

つまり、どのような災害が起きるのか条件を設定し、その災害が発生したときに地域でどのような被害が発生し、どのような対応をとればよいかなどを考える訓練です。また、災害時における対応だけではなく、地域の防災上の課題を洗い出すことから、平常時にどのような取り組みが必要かということも考えることができます。

図上訓練で活発な議論を引き出すには、地域にあったテーマ設定や具体的な数値などによる被害想定、時間設定を考慮した進行台本などが重要となりますので、区役所や消防署の協力を得ながら自主防災組織が中心となって地域で図上訓練を実施してみましょう。地域の実情にあわせて町会単位や小学校区単位で実践してみると良いでしょう。

図上訓練の進め方

資料編 52～58 ページ

D I G マニュアル (富士常葉大学環境防災学部 小村研究室)

<http://www.e-dig.net/020301.html>

4 事故防止

(1) 専門家の指導

消火訓練や救出・救護訓練は、専門的な知識・技術が必要であるため、訓練の実施にあたっては、消防署員など専門家の指導を受けましょう。

(2) 十分な事前説明

訓練をはじめる前には必ず参加者への十分な説明を行い、事故防止に努めましょう。また、訓練で使用する資器材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明をしましょう。

(3) 服装は訓練に適したものを

服装は訓練に適したものとし、軍手やヘルメット、防災頭巾などを着用しましょう。

(4) 事故発生時の適切な措置

訓練中には事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な措置をとってください。

5 防災訓練災害補償制度の適用について

防災訓練中に、万一不慮の事故により傷害を受けた場合は、その被害者を補償するための災害補償制度があります。補償の対象となるのは以下の場合です。詳しくは区役所の防災担当に確認してください。

- (1) 市区又は消防署の主催する防火防災訓練に自主防災組織等が参加したとき。
- (2) 自主防災組織等が自主的に行う防火防災訓練で、事前に区役所の防災担当又は消防署に「防火防災訓練届」が提出されたとき。

「防火防災訓練届」は、「訓練実施計画書」で代用可能です。

訓練実施計画書

資料編 13 ページ

災害時の活動

1 地震

(1) 地震発生後の自主防災活動

地震が起こったら、まず自分の身と家族の安全を守りましょう。

地震が起きたときの詳しい行動は

市民防災マニュアル 3～6 ページ

揺れがおさまったら、使用中の火気を素早く消し、家族の安否や家の状況を確認し安全が確保された時点から地域防災リーダーとしての活動が開始されます。

活動の第一歩として、それぞれの地域であらかじめ定めておいた安否確認要領に基づき隣近所の様子を確認しましょう。付近の住民に声をかけ、火災の発生やけが人が出ていないかなど周辺の安否を確認したのち、地域の集合場所に駆けつけましょう。

揺れている時間が1分以上なら東南海・南海地震などの海溝型地震であり、10秒程度なら上町断層帯地震などの内陸活断層である可能性が大きいと思われます。

それぞれの地震で地域がどのような状態になるのかのイメージをつかむため、事前にそれぞれの地震の被害想定データを確認しておきましょう。

各区の被害想定データは危機管理室ホームページで確認できます。小学校区ごとの詳細な被害データは区役所防災担当にお問い合わせください。

被害想定

市民防災マニュアル 1～2 ページ

被害想定

本編 27～31 ページ

(2) 出火防止

地震が発生したら、まずは揺れがおさまるまで安全な場所で身を守り、揺れがおさまったら使用中の火気を素早く消すことが大切ですので、このことをあらかじめ住民に徹底してください。

また、揺れがおさまって避難するときには、必ずガスの元栓を閉めたり電気のブレーカーを切ってから、周辺の安全を確認し避難するよう、各家庭や事業所に呼びかけてください。

(3) 初期消火

火災を大きくしないためには、出火してから数分間勝負です。

初期消火には、消火器や可搬式ポンプ、バケツリレーによる消火活動や、ビニール袋に詰めた水を火点に投げる消火方法があります。断水によって水道が使えない場合は、風呂にためてあった水や井戸水、近くの川やプールの水などを使います。

ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので決して無理はしないよう注意を呼びかけてください。また、すぐに消防署員を呼んで、その指示に従ってください。

具体的な消火方法は

地域防災リーダー研修テキスト実践編

(4) 安否確認と救出活動

大規模な地震が発生すると、家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者や負傷者が発生することが予想されます。自主防災組織は日頃から住民の家族構成の把握や安否の確認方法を決めておき、どこで誰が救助の必要な状況になっているのかをできるだけ早く把握しましょう。

大きな災害になるほど、救助用の資器材や人手が不足するため、消防等の防災関係機関の救助を待っている時間はありません。住民と協力しながら救出にあたきましょう。在宅被災者には、比較的被害が軽微なため避難所に行かない家庭と、自力では避難が困難な要援護者や独居生活者があります。このような場合は各家庭を巡回し安否確認だけでなく、電気・ガス、水道等の安全確認も行い、二次災害を予防する配慮が望まれます。

具体的な救出方法は

地域防災リーダー研修テキスト実践編

生き埋め者の救出にあたっての留意点

生き埋め者を発見した場所・時刻、発見してから救出するまでの時間、人数、発見時の様態等を把握しておき、消防や警察等の機関に報告できるようにしておきましょう。

生き埋め者の状況

チェック項目	記入欄
発見場所は？	
発見時刻は？	
発見した者は？	
発見から救出までの時間は？	
人数は？	
様態は？	

世帯台帳などの台帳を作成しておく、生き埋め者の救出や住民の安否確認に非常に役立ちます。

(5) 救護活動

ひとたび災害が発生すると、多数の負傷者が発生しますが、すべての負傷者がすぐに医療機関による治療が受けられるとは限りません。災害時には、一刻も早く医療機関による高度な治療を受ける必要がある負傷者を優先的に搬送する必要があります。

このため、軽傷の場合は、自主防災組織など住民がまず応急手当を行い、重傷者等は最寄りの医療機関に搬送したり、消防・救急隊の応援を要請してください。また、あらかじめ地域の医療機関や医師会と負傷者の受入などについて協議をしておき、いざというときに必要な治療が受けられるようにしておくことも大切です。

具体的な救護方法は

地域防災リーダー研修テキスト実践編

トリアージとトリアージ・タグ

トリアージ (Triage) とは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することを言います。

トリアージ・タグは、トリアージの際に用いる識別票で、タグに記載された内容は、適切な治療を受けるための重要な情報になります。タグ用紙は 3 枚つづりで、1 枚は災害現場用、2 枚目は搬送機関用、3 枚目本体は収容医療機関用となっています。

トリアージ・タグ

資料編 44 ページ

(6) 情報の収集・伝達

災害発生直後は情報が入手しにくい状況ですので、不確かな情報やデマによって混乱しないよう、自主防災組織が中心となって、正確な情報を収集し住民や関係機関に伝えましょう。

自主防災組織は、事前に調査区域を分けて担当者を決めておき、地域の被害状況など必要な情報を町会等の本部で収集し、収容避難所にある連合等の本部へ情報を提供します。報告を受けた連合等の本部情報班は、区役所の災害対策本部等に報告します。

災害時に迅速に報告できるよう、事前に報告の様式などを定めておくといいでしょう。

また、区役所や消防署等から正確な情報を入手し、住民に正確に伝達してください。

視覚・聴覚に障害のある方やお年寄り、外国人の方などにも配慮し、すべての住民に情報がいき渡るようにしましょう。

(7) 津波浸水からの避難誘導

東南海・南海地震が起こると、大阪市には約 2 時間後に最大で 2.9 メートルの津波がやってくることが予測されています。大阪市では防潮堤を O.P.+5.7~7.2メートルで整備していますので、防潮扉などを確実に閉めることで津波の浸水を防ぐことができます。ただし、地震により防潮扉が動かなくなることも考えられるため、津波浸水が想定される地域及び防潮扉等の付近の地域では、地震発生後の防災気象情報（津波予報）に十分注意し津波警報が出た場合は速やかに避難所かもしくは近くの 3 階以上の建物等に避難するよう呼びかけましょう。

市民防災マニュアル 10、12 ページ

“津波・水害から命を守るために” (防災マップ)は
危機管理室ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011547.html>

(8) 自宅が倒壊した人々の避難誘導

避難する際は、非常持ち出し品など必要最小限の物資・用品だけを持ち出し、軍手やヘルメット、厚底の靴などを身につけた、動きやすい服装で避難するよう、住民に呼びかけましょう。また、高齢者、子ども、負傷者などの避難を手助けし、寝たきりの人や身体の不自由な人など自力で避難できない人を、住民と協力して、リヤカーや車いすなどを活用し避難させてください。天候が非常に悪い状態で避難しなければならないときは、はぐれる人が出ないように、ロープにつかまって避難したりすることも有効です。

地域防災リーダーは、安全な通行が可能な避難経路を選択し、住民を誘導してください。

住民が避難所に移動したら住民の安否確認をし、区役所の災害対策本部等に連絡してください。

このとき世帯台帳や要援護者台帳などが役立ちますので、あらかじめこれらの台帳を整備しておき、安否確認をするようにしましょう。

2 台風、大雨

(1) 台風接近時の対応

地震はいつ起こるか分かりませんが、台風は気象情報により概ねの風雨の強さやその予想時間がわかりますので、事前対策を万全に行うよう住民へ働きかけましょう。また、突発的な集中豪雨も梅雨前線を刺激して発生することがよくありますので、梅雨入りまでには大雨の対策を済ませておくことが大切です。

家庭での事前の準備など

市民防災マニュアル 14 ページ

台風が近づいてくると、テレビやラジオなどの気象情報を注意深く聞き、特に注意報、警報を聞きもらさないようにしましょう。

さらに、地域に浸水などの影響が考えられる河川の水位上昇に注意しましょう。水位が高くなってから河川に近づくのは危険が生じますので、インターネットなどを活用して水位を観察しましょう。

国土交通省 リアルタイム 川の防災情報（淀川、大和川）携帯版も有り

<http://www.river.go.jp/>

河川防災情報 大阪府河川部（神崎川・安威川、寝屋川流域、大阪湾潮位）

<http://www-cds.osaka-bousai.net/suibou/index.html>

おおさか防災ネット（避難勧告・指示、気象情報、台風情報など）

<http://www-cds.osaka-bousai.net/osaka/index.html>

危機管理室ホームページ（緊急情報）

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/>

大阪市降雨情報（オウクレーダー観測状況）

<http://www.city.osaka.jp/ame/>

(2) 浸水防止の対策

大雨が降り出し、水害が迫った時は冷静な行動が必要です。

浸水が予想される方や地下室・地下駐車場をお持ちの方は、道路からの雨水の流入を防止するため早めに対処しましょう。

浸水の危険がある場合は、隣近所で協力しあって土のうを積むなど浸水防止の対策を早めに進めましょう。土のうを保管できるスペースのある家では、ふだんから必要数を確保しておきましょう。また、大阪市の各下水道センターでは土のうの貸し出しを行っています。急な雨のときは土のうを配布するのが難しいため、希望する方には土のうを事前に配布しますので、雨季のはじめに早めの連絡をお願いします。

下水道センター

(9:00～17:30〔宿日直センターを除く〕 土・日曜、祝日、年末年始)

中浜下水道センター	城東区中浜 1-17-10〔中浜下水処理場内〕 (地下鉄緑橋、地下鉄・JR 鳴野) 所轄行政区 / 都島区・旭区・城東区・鶴見区	TEL 6969-2656 FAX 6969-6201
田島下水道センター	生野区田島 1-17-13 (市バス巽北一丁目) 所轄行政区 / 天王寺区・東成区・生野区	TEL 6751-5000 FAX 6751-5065
津守下水道センター	西成区津守 2-7-13〔津守下水処理場内〕 (市バス津守神社前) 所轄行政区 / 大正区・浪速区・西成区	TEL 6567-6495 FAX 6567-6513
市岡下水道センター	港区市岡 2-15-26〔市岡下水処理場内〕 (地下鉄弁天町) 所轄行政区 / 中央区・西区・港区	TEL 6576-0700 FAX 6576-2231
住之江下水道センター	住之江区泉 1-1-189〔住之江下水処理場内〕 (地下鉄住之江公園) 所轄行政区 / 住之江区・住吉区	TEL 6686-0434 FAX 6686-1341
中野下水道センター	東住吉区中野 2-1-18 (地下鉄駒川中野) 所轄行政区 / 阿倍野区・東住吉区・平野区	TEL 6705-0341 FAX 6704-1340
海老江下水道センター	此花区高見 1-2-47〔海老江下水処理場内〕 (阪神淀川) 所轄行政区 / 福島区・此花区・西淀川区	TEL 6462-1437 FAX 6463-4330
十八条下水道センター	淀川区十八条 1-8-1〔十八条下水処理場内〕 (地下鉄東三国) 所轄行政区 / 北区・淀川区・東淀川区	TEL 6399-6961 FAX 6399-6967
宿日直センター	休日や夜間で緊急に下水道についての処置を必要とするとき(下水道センター閉庁時) 所轄行政区 / 全区域	TEL 6947-7981

(3) 避難勧告基準

淀川、大和川、神崎川、安威川

発令内容	発令基準
避難準備情報	洪水予報における観測基準点の水位が、警戒水位を超え、さらに上昇する見込みとなったとき
避難勧告	洪水予報における観測基準点の水位が、危険水位に達する見込みとなったとき
避難指示	堤防が決壊した場合、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂が発見されたとき

避難準備情報とは、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況に発令する情報

寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路

発令内容	発令基準
避難準備情報	洪水予報における観測基準点の水位が、危険水位に達する見込みとなったとき
避難勧告	洪水予報における観測基準点の水位が、既往最高水位に達する見込みとなったとき
避難指示	堤防が決壊した場合、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂が発見されたとき

避難勧告、指示の行動は

市民防災マニュアル 13 ページ

(4) 水害発生時の避難行動

避難でいちばん重要なことは「時期を逸しないこと」です。特に集中豪雨による水害は、ほとんど瞬間的な現象として襲ってくるだけに、その判断と行動は重要で「避難は早めに」が鉄則です。避難指示に従って時を移さず自主防災組織として住民の避難誘導を行うことが大切です。特に高齢者、病人、心身に障害のある方、乳幼児などの世帯では、避難準備情報が発令されると自主防災組織による早めの避難支援の行動を始めることが欠かせません。

避難の方法は

市民防災マニュアル 14 ページ

(5) 風水害による被害が発生した場合

浸水が起ってしまったときは、家庭から大量のごみが生じます。被災者だけの片付

けは困難ですので、自主防災組織として災害ボランティアなどの協力を得ながら処理を行
いましょう。また、伝染病を予防するため消毒が大切です。

- ・ 床下、庭、家周りに石灰その他の薬剤をまきましょう。
- ・ 床上浸水のときは、畳を日光に干し、石鹼水でよく拭きましょう。
- ・ 家具調度品、下駄箱、履物などもよく洗い、消毒しましょう。
- ・ 灯油など危険物の漏れ出しがないか確認しましょう。
- ・ 電線の断線があれば電力会社か区役所、消防署などにすぐ通報しましょう。

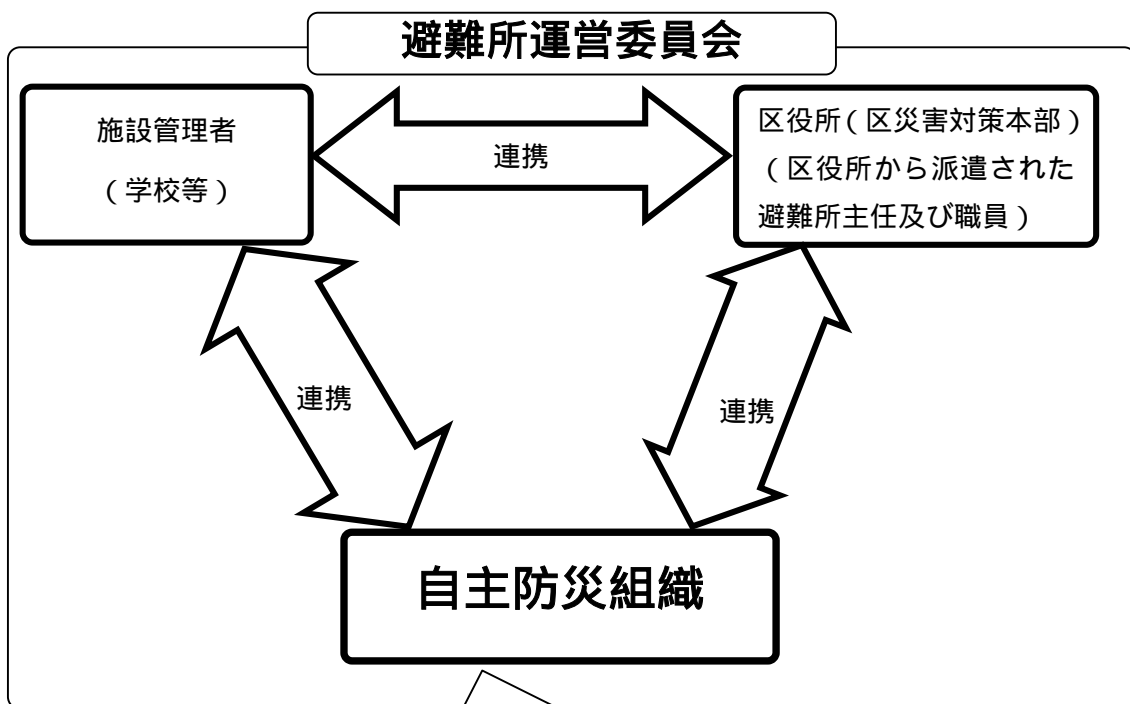
3 収容避難所の運営

(1) 避難所運営委員会について

自分たちの地域のどこが避難所として指定されているのかを、あらかじめ確認しておいてください。また、日頃から、避難所への避難経路等も含めた避難方法や避難所の運営方法・活用方法等について、自主防災組織で話し合うとともに、避難所運営委員会が中心となって災害時における避難所施設の具体的な活用を考慮した避難所開設訓練等を計画・実施し、施設内の各スペースをどのように使用するのか、収容可能人数はどのくらいなのかなどについて、事前に把握・決定しておくことが大切です。さらに、水害発生時を想定し、あらかじめ防災マップ「津波・水害から命を守るために」により、施設の何階以上が使用可能かを把握しておくことも大切です。

小・中学校等の避難所は、避難してきた住民のみならず自宅に戻った被災者にとっても、救援物資や各種情報を入手できる地域の拠点として機能します。このため、避難所の運営にあたっては、あらかじめ運営のための組織体制をつくっておき、災害が起きたときに円滑に活動できるようにしておくことが大切です。

避難所運営委員会は、自主防災組織が中心となって運営を行うこととなります。また、避難所には、自主防災組織に属している方以外の人でも避難してくることが想定されるため、避難者全員で協力して円滑な運営を行ってください。



避難所運営委員会は、自主防災組織が中心となって運営を行うこととなります。また、避難所には、自主防災組織に属している方以外の人でも避難してくることが想定されるため、避難者全員で協力して円滑な運営を行ってください。

(2) 避難所の開設について

避難所の開設は、原則として区役所職員が施設管理者の協力を得て行いますが、緊急時は自主防災組織が事前から保管していただいている施設の鍵により開設することも必要となりますので、その場合の手順などを確認しておきましょう。

避難所の鍵の取扱いについては、避難所運営委員会の関係者間で情報を共有しておいてください。

災害時に避難所を開設する際は、建物の耐震性能に関係なく、壁にひびが入っていないか、窓ガラスは割れていないかなどの外観状況とガラス片の散乱や照明器具等が落下していないか、棚等が転倒していないかなどの施設内の安全性を十分に確認してください。

避難所は、一定期間、同じ地域の住民同士が顔をあわせる場でもありますので、自主防災組織を中心に住民同士が協力しあい、秩序ある避難所生活が営まれるように努めてください。避難所生活では、住み慣れた自宅とは異なり多くの人々が不便さを感じます。特に、高齢者や身体に障害のある方、乳幼児や妊婦などへの配慮が必要となります。また、避難者のプライバシーに対する配慮もできるかぎり工夫するようにしましょう。

集団で同じ場所に一定期間いることになるので、冬場では風邪やインフルエンザなどが、夏場などは食中毒が蔓延する危険性もあります。防災関係機関等と協力しながら、避難所における衛生対策や疾病予防対策を実施してください。

詳しくは、地域防災活動マニュアル資料編の「避難所運営マニュアル」を参考に二次的な被害が発生しないように取組んでください。

4 給食給水・生活維持

食料や飲料水の供給が困難な状況下で、住民に公平に食料や飲料水がいき渡るようにしましょう。避難所にいる人だけではなく、自宅に戻った被災者も、救援物資や飲料水を必要としていますので、そのような人たちに対しても、公平に食料や飲料水がいき渡るようにしましょう。また、高層マンションにお住まいのお年寄りや、自分で食料や飲料水を受け取りに行くことができない要援護者に対しては、給食給水支援体制を組んで手渡しできるようにするなどの配慮が必要です。

高齢者の場合は、入れ歯をしているという理由やトイレが近くなるという理由で、冷えて固くなった食料を口にすることを避けるケースもありますし、身体に障害があったり、寝たきりなど自分で食事をとることができない人もいますので、このような方々に対する配慮が必要となります。また、アレルギーや宗教上の食事制限のある人もいますので、絵文字（ピクトグラム）などで成分表示に努めるなどの配慮が必要となります。

避難所生活で、体調を崩したり、精神的に不安になったりする住民も出てくるのが予想されます。地域保健福祉センターの職員やボランティアなど様々な人たちと協力しながら、自主防災組織が中心となって、避難者の相談対応や生活支援を行うように努めましょう。

5 災害ボランティアの受入れ

災害時には、全国各地から多くのボランティアが駆けつけます。

被災地外から来るボランティアには、個人で参加する場合と団体の場合があります。大阪市では、災害発生時には阿倍野防災センターが大阪市社会福祉協議会や日本赤十字社大阪府支部の協力を得て「大阪市災害ボランティア活動支援センター」として全市レベルのボランティア活動拠点となり、区レベルでは、区民センター等が「区災害ボランティア活動支援センター」として活用されます。

ボランティアの応援を要請する場合は、区災害ボランティア活動支援センターに申し出てください。また、地域の中からボランティアとして活動を希望する住民がいた場合も、区災害ボランティア活動支援センターに届け出るようにしてください。

地域の救援・復旧作業に大きな力となるボランティアがその能力を十分に発揮できるよう、またボランティア自身が「二次災害」にあわないように、地域防災リーダーは次のようなことに留意してください。

外国人支援については、近畿地域国際化協会の協定に基づき、大阪国際交流センターが中心となって活動します。

ボランティアニーズ受付票

資料編 31 ページ

市民防災マニュアル 17 ページ

ボランティア受け入れの手順と注意事項

- ・地域の被害状況を把握し、見やすく記入した地図を作成する。
- ・被災者からのニーズが集まるように、ボランティアの活動の広報を行う。
- ・ボランティアの人たちの活動時間を決める。
- ・作業場所や内容を具体的に伝え、終わったら報告してもらう。
- ・危険箇所立ち入りや重度の危険を伴う活動を禁止する。
- ・区災害ボランティア活動支援センターの定めている安全管理のルールは守る。
- ・ボランティアの休息場所を作る。
- ・ボランティアは基本的に自給自足ですが、飲料水や簡単な食事等が提供できるように配慮する。
- ・ボランティアが活動中に起こった事故や事件は、直ちに区災害ボランティア活動支援センターに伝達し、指示を受ける。
- ・ボランティアが予定にない行動を個人的に行っている場合は、被災者の意見を確認して区災害ボランティア活動支援センターに報告し、指示を受ける。
- ・資器材や物資が不足する場合は、区災害ボランティア活動支援センターに申し出るだけでなく、地域内の事業所や近隣の市民に調達を呼びかける。
- ・住民の作業とボランティアの作業を明確に区分しておき、特に住宅内に入る場合は防犯上のトラブルの起こらないよう立会人を作る。
- ・地域防災リーダーなどで適時現場を巡回し、事故時の対応に備えておく。

6 安全点検・巡回

災害が発生したら、住民は一時的に避難所に避難することになります。このような状況を狙って空き巣や不審火など犯罪が発生することも懸念されます。また、余震による家屋の倒壊や出火などが発生することも考えられますので、地域の安全点検や防犯のための巡回活動を行うようにしましょう。

市民防災マニュアル 17 ページ

復旧・復興時の活動

1 復興まちづくりと自主防災組織

災害の発生によって、個人の力では解決が困難な様々な課題が一気に噴出してきます。

こうした課題に対処しながら復興を進めるには、住民が、行政やボランティア・NPO など様々な人たちと連携を図りながら、課題の解決に取り組んでいくことが大切です。復興まちづくりを進めていくにあたっては、まちづくり協議会など復興のための住民組織を設置し活動することが考えられます。

自主防災組織は、復興のための住民組織の一員として、住民と力をあわせて、地域の再生・復興のための様々な取り組みを実践しましょう。

御蔵通 5・6 丁目町づくり協議会(兵庫県神戸市長田区)

阪神・淡路大震災後の平成 7 年 4 月半ばに一世代若返る形で御蔵通 5・6 丁目町づくり協議会(以下まち協)が結成された。ボランティア団体まち・コミュニケーション(以下まち・コミ)がまち協に参加し、まち・コミが離散した住民に区画整理のイロハを説き、活動報告を行った。

まち協とまち・コミが主体となって共同住宅を一棟完成させ、その一階の一室(プラザ 5)が地域交流の場として活躍している。また、ふれあい喫茶、食事会、絵手紙教室、パソコン教室、健康講座、落語会、子供プロジェクト科学実験教室、ミニデイサービスを開いている。平成 13 年度には集会建設の話が持ち上がり、市内各所の集会所見学の結果、古民家風のものが良いと意見集約された。城崎郡香住町の古民家を観光バスで見学に行き、復興基金 3,000 万と地区負担 800 万で移築を決定した。自分達でやれることは自分達でやろうと、今までに慰霊塔の基礎掘削やコンクリート打ち、新公園でのコンクリート打ちや芝張りをして実績を積んでいる。被災後の少ない人口で、新旧入り混じって人と人のつながりを結びつけたまち・コミの存在は欠かせなく、この集会所建設プロジェクトは意義深いものがある。

消防科学総合センターHPより

http://www.isad.or.jp/cgi-bin/hp/index.cgi?ac1=IS01&ac2=h14jirei&ac3=2673&Page=hpd_view

2 自主防災活動の記録と評価

自主防災組織の活動をより充実させていくためには、自主防災組織自らによる自己評価が大切です。

このため、災害時における活動内容を記録しておくとともに、自分たちの活動で、良かったところ、問題があったところなどを評価・総括し、今後の活動に向けて拡充すべき点や改善すべき点などを整理しておきましょう。これらの記録と評価は、次の災害に向けての貴重な教訓となります。また、日頃の取り組みについても、記録をとっておくことが大切です。